

JA 松阪の現況

(令和元年度)

松阪農業協同組合

目 次

ごあいさつ.....	1
1. 経営理念.....	2
2. 経営方針.....	3
3. 経営管理体制.....	5
4. 農業振興活動.....	5
5. 沿革・歩み.....	6
6. 事業の概況（令和元年度）.....	7
●事業実績.....	7
●損益の状況等の総括.....	8
●対処すべき重要な課題.....	8
7. 地域貢献情報.....	8
●全般的事項.....	8
●地域からの資金調達の状況.....	9
●地域への資金供給の状況.....	10
●地域密着型金融への取組み.....	11
●文化的・社会的貢献に関する事項.....	11
8. リスク管理の状況.....	13
●リスク管理の体制.....	13
●法令遵守体制.....	16
●反社会的勢力との取引排除.....	17
●金融ADR制度への対応.....	18
●内部監査体制.....	26
●金融商品の勧誘方針.....	26
●金融円滑化にかかる基本的方針.....	26
●個人情報の取扱い方針.....	27
●貸出運営についての考え方.....	28
9. 自己資本の状況.....	29
●自己資本比率の状況.....	29
●経営の健全性の確保と自己資本の充実.....	29
10. 主要な業務の内容.....	30

●事業の内容.....	30
●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	31
11. 経営の組織	32
●組合員数	33
●組合員組織の状況.....	33
12. 役員構成	34
13. 会計監査人の名称	35
14. 事務所の名称及び所在地	35
●事務所の名称及び所在地.....	35
●店舗外ATM設置場所	35
15. 直近の2事業年度における財産の状況	36
●貸借対照表.....	36
●損益計算書.....	37
●キャッシュ・フロー計算書	38
●注記表等	40
●剰余金処分計算書.....	61
●部門別損益計算書（平成30年度）	62
●部門別損益計算書（令和元年度）	63
●財務諸表の正確性に係る確認.....	64
●会計監査人の監査.....	65
16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	65
●最近5年間の主要な経営指標	65
17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標.....	66
●利益総括表.....	66
●資金運用収支の内訳	66
●受取・支払利息の増減額.....	67
●貯金に関する指標.....	67
●貸出金等に関する指標	68
●リスク管理債権残高	71
●金融再生法債権区分に基づく保全状況	72
●経営諸指標.....	73
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	74
●貸出金償却の額	74
●内国為替取扱実績.....	74
●有価証券に関する指標	75

●有価証券等の時価情報等.....	76
●共済取扱実績.....	77
●購買事業品目別取扱実績.....	79
●販売事業(受託販売)品目別取扱実績.....	80
●販売事業(買取販売)品目別取扱実績.....	80
18. 自己資本の充実の状況.....	81
●自己資本の構成に関する事項.....	81
●自己資本の充実度に関する事項.....	83
●信用リスクに関する事項.....	85
●信用リスク削減手法に関する事項.....	89
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項.....	91
●証券化エクスポージャーに関する事項.....	92
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項.....	93
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項.....	94
●金利リスクに関する事項.....	94
19. 役員等の報酬体系.....	96
●役員.....	96
●職員等.....	97
●その他.....	97

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ

組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は JA の事業活動に格別のご理解とご協力を賜り、役職員一同厚くお礼申し上げます。

さて、日本経済は昨年 10 月の消費税増税に加え、新型コロナウイルスの世界的流行により国内の消費活動が大きく冷え込み、先の見えない厳しい状況が続くことが見込まれます。感染の拡大により農畜産物の需要減少や各種イベントの中止等、農業分野への影響も出ています。さらに流行が長期化・深刻化すれば、企業の倒産が相次ぎ、景気を一段と下押しする恐れがあることから、一日も早い収束を願うばかりです。

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加等、諸課題が深刻化する中、日本農政の羅針盤と位置づけられる食料・農業・農村基本計画が今年 3 月に閣議決定される等、大きな節目を迎えています。さらに国際貿易交渉では日米貿易協定が今年 1 月に発効され、TPP11（環太平洋経済連携協定）や日 EU・EPA（経済連携協定）と合わせて、日本の農畜産物への影響を最小限に抑えられるよう、動向を注視していく必要があります。

政府の農協改革においては、昨年 5 月末をもって「農協改革集中推進期間」が終了し、農林水産省からは「JA グループの自己改革は進展している」と一定の評価は得たものの、法制度に関する論点は結論を得ておらず、農協法の附則条項に基づく「准組合員の事業利用規制」や「信用事業代理店化」の議論は、引き続き予断を許さない情勢となっています。

このような情勢の中、当 JA では、昨年 6 月開催の第 34 回通常総代会で決議頂いた第 11 次中期経営計画に基づき、基本目標である「多彩な農業のさらなる拡大」「元気な地域づくりへの貢献」「組織基盤の確立」「経営基盤の確立」を着実に実践するとともに、自己改革の最重要課題である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に組織の総力を挙げて取り組みを進めています。

令和元年度の事業実績においては、組合員の皆様のご理解とご協力、関係機関のご指導により、計画を上回る税引前当期利益を計上することができました。ここに改めて心から感謝申し上げます。

今後、JA を取り巻く情勢は、ゼロ金利政策の長期化による信用事業収益の減少、改正農協法への対応等、依然として厳しい状況が続くことが想定されますが、組合員の皆様の営農と生活を守り、安心してご利用頂ける信頼される組織として、さらに安定した経営基盤の構築に向けて、今年 3 月末に 3JA（JA 三重中央・JA 一志東部・JA 松阪）による合併推進協議会を設立し、合併に向けた具体的な協議に入ったところです。

これからも、組合員の皆様の声を起点とした事業活動に取り組み、業務改善や人材育成を通じて、今以上に満足して頂けるサービスの提供と利便性の高い JA を目指し、役職員一同一生懸命努力致しますので、今後ともなお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

松阪農業協同組合

経営管理委員会会長 鈴木 均

代表理事 山本 清巳

1. 経営理念

安全・安心な農と食、地域への貢献を通じて

豊かな郷土・暮らし・未来をともに創造しよう

■ 安全・安心な農と食

私たちにとって、農業者の所得向上、地域農業の振興が、組織を形成する根幹であり、第一の使命だと考えます。また、地域住民や消費者の私たちに対する一番の期待は、安全で安心な農畜産物の提供であると考えます。つまり、地域の農業を支え、地域住民・消費者の食を支えるという、“生命産業”を第一の事業領域とすることを表します。

■ 地域への貢献

私たちは農業者のための組織でありながら、地域社会の一員であり、社会的責任を誠実に果たすことが責務であると考えます。また、私たちが行う事業活動も地域の理解と共感が得られなければ、継続していくこともできません。私たちは、安心して暮らせる豊かな地域社会づくりと一人ひとりのしあわせづくりに向けて、地域に密着した事業活動を通じ、生活ニーズへの対応や課題解決に取り組んでいくことを表します。

■ 豊かな郷土

長い年月をかけて築き上げられた食をはぐくむ豊かな大地、自然との調和、農が織りなす美しい景観、郷土文化の継承、地域経済の活性化等を表します。

■ 豊かな暮らし

健やかな体と心をはぐくみ、生きがい、働きがいをもち、潤いある社会生活を安心して送ることを表します。

■ 豊かな未来

現時点だけをみつめるのではなく、将来にわたって地域農業の振興、地域社会への貢献ができる組織であり続けること、そして持続可能な地域農業・地域社会づくりに寄与し、次世代へ継承していくことを表します。

■ とともに創造しよう

組合員、役職員、地域住民、消費者等の仲間とともに、一人ひとりの願いを大切にし、互いを尊重しながら、ともに学び、対話し、助け合い、積極的に参加することで、地域の豊かな郷土・暮らし・未来を実現していくという協同組合の精神と、協同活動への参画を表します。

2. 経営方針

●基本方針

JA 松阪は、平成 28 年度よりこれまで「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の 3 つを基本目標とする JA 自己改革に取り組んできました。

一方、超高齢社会・人口減少の進行により環境が大きく変化し、地域の農業・農地を守る担い手・労働者不足の深刻化等による農業生産基盤の脆弱化、地域活力の低下が進んでいます。また、JA 組織基盤においては、組合員の世代交代、正・准の構成比率の変化による組合員の多様化が進み、組合員と JA との関係強化が課題となっています。JA 経営基盤においては、事業取扱高の減少、マイナス金利政策の長期化による JA 経営収支への影響が懸念されます。このように、農業・地域・JA をめぐる情勢は、厳しい現実に直面しています。

政府による農協改革集中推進期間は令和元年 5 月に終了し、JA グループの自己改革に対して一定の評価がされたものの、今後も農業者の所得向上に向けた取り組みの継続・強化を求めるとともに、農協経営の持続性の確保が課題とされました。また、改正農協法の附則に基づく准組合員事業利用規制のあり方の結論の期限到来（令和 3 年 3 月）を見据えて、各 JA が准組合員の意思反映・運営参画の取り組みを実践していく必要があります。

JA 松阪は、JA 三重大会の決議を受けて、令和元年 6 月に開催した第 34 回通常総代会において、『次代につなぐ「魅力ある農業」と「元気な地域」組合員とともに歩む JA 松阪』をテーマに、「多彩な農業のさらなる拡大」「元気な地域づくりへの貢献」「組織基盤の確立」「経営基盤の確立」の 4 つの基本目標と 7 つの全体戦略からなる第 11 次中期経営計画を策定しました。

令和 2 年度は、第 11 次中期経営計画の第 2 年度となります。各事業戦略・重点施策の着実な実践を通じて、これまで取り組んできた JA 自己改革をさらに具体化し、組合員に評価・実感される取り組みを継続していきます。また、協同組合の原点に立ち返り、組合員の声を起点とした事業・組織運営に取り組めます。さらに、将来にわたって組合員・地域ニーズや願いに応えられる総合事業体として機能発揮するため、持続可能な経営基盤の確立・強化に取り組むとともに、JA 三重中央・JA 一志東部との組織再編（JA 合併）に向けた具体的な協議を進めます。

組合員とともに役職員一丸となって取り組み、組合員・地域にとって「あつてよかった、なくてはならない JA」を目指します。

— 役職員行動指針 —

わたしたちは、

1. 常に組合員・地域社会への貢献を意識します。
1. 地域とのつながりを大切にし、組合員・地域住民のくらしを応援します。
1. スピード感を持って、自ら「考え」「変わり」「行動」します。
1. 全役職員が連携し、JA の総合力を発揮します。
1. 一人ひとりが主役となって活躍し、活力ある職場を築きます。

●第11次中期経営計画の全体像

J A松阪ビジョン

安全・安心な農と食、地域への貢献を通じて
豊かな郷土・暮らし・未来をともに創造しよう

第11次中期経営計画

(令和元年度～令和3年度)

テーマ

次世代につなぐ「魅力ある農業」と「元気な地域」
組合員とともに歩むJ A松阪

J A自己改革の継続

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」

基本目標1

「多彩な農業」のさらなる拡大に向けた
取り組みの実践

全体戦略① 農業者所得の向上

全体戦略② 担い手育成支援

全体戦略③ 相続・事業承継支援

基本目標2

総合事業とくらしの活動による
元気な地域づくりへの貢献

全体戦略④ くらし・地域振興

基本目標3

組合員との絆づくりによる組織基盤の確立

全体戦略⑤ 組合員との関係強化

基本目標4

J A自己改革を支える経営基盤の確立

全体戦略⑥ 人財育成

全体戦略⑦ 健全経営の維持と確立

単年度事業計画

3. 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 農業振興活動

◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

東部・西部・飯南の営農振興センターでは、地域特色を生かした営農振興を図るため、地域ごと・品目ごとの営農指導に取り組みました。

安全・安心な農畜産物を供給するため、共販品目の生産履歴システムを活用した栽培履歴記帳の実践とGAP（農業生産工程管理）の基礎となるチェックシートを実施しました。

「安全・安心なJA米」の取り組みとして、種子更新や栽培履歴記帳の推進・実施の取り組みを継続するとともに、残留農薬分析検査の実施に取り組みました。

水稲種子、小麦、大豆についても、栽培履歴記帳とチェックシートの継続実施に取り組みました。

GAP認証食材の需要が高まる中、JGAP指導員資格を有する営農指導員が、生産者のJGAP認証取得の支援に取り組みました。

◇担い手育成

水経会では、スマート農業についての視察研修とトラクターの公道走行についての研修を行いました。

壮年部・JAMY活動に対して支援・情報提供を行いました。また、「壮年部」と「JAMY」が合同で松阪市長との懇談会を開催しました。

多様な担い手育成の一環として「菜園塾」を開講し、野菜の栽培管理についての知識・技術の習得、向上を図りました。また、農産物流通の現状を把握するため、青果市場やファーマーズマーケットの視察研修を実施しました。

◇ファーマーズマーケットの充実

きつする倶楽部では、役員会、エリア別研修会、栽培研修会等を開催し、会員の生産・販売力の強化に努めました。また、令和2年4月からの新食品表示基準に対応するため研修会を開催し、会員の知識向上を図りました。さらに、食の安全性の実証として、作業日誌提出の継続と残留農薬分析検査を実施しました。

きつする黒部では、他店舗との差別化のため、季節に応じた直売会員参加型イベントを開催しました。また、定休日を見直し、地域利用者の利便性向上を図りました。さらに、きつする食堂ではメディアの取材に積極的に対応し、地場産農産物をPRしました。

インショップ12店舗において、地域の利用者に地産地消の促進を図るとともに、会員の所得向上に努めました。

令和元年度きつする会員は1,162名でした。

5. 沿革・歩み

年 月	内 容
平成元年 4月	松阪市の8農協が合併し、松阪農業協同組合設立
平成2年 4月	飯南町、飯高町の4農協が合併し、飯南郡農業協同組合設立
11月	松阪農協に中央町支店新設
平成5年 4月	松阪農協と飯南郡農協が合併し、新松阪農業協同組合設立
7月	「ウエストパーク松阪」新設（市民農園開園）
平成9年 3月	「シルバーサービスセンター」新設
4月	ホームヘルプ事業開始（松阪市の委託事業）
平成10年 4月	JA松阪女性組織連絡協議会発足
平成12年 4月	介護保険下の高齢者福祉事業開始 「飯南町ふれんどデイサービスセンター」新設（飯南町の委託事業）
平成12年 10月	有間野出張所閉鎖
平成13年 10月	ファーマーズマーケット「きつする黒部」新設
12月	金融店舗効率化に伴う「会計統合」開始（30支店から9支店へ会計統合） 東部ブロック拠点化開始（東部物流センター新設）
平成14年 4月	中央町支店閉鎖
平成15年 1月	メモリアルホール「リーフル」新設
5月	JASTEM（新信用事業システム）稼働
6月	機殿店「いきいきサロンあぐりの里」開所
平成16年 4月	西部物流センター新設
6月	経営管理委員会制度を導入
平成17年 10月	「Aコープくしだ」移転新設
12月	「食彩ゆらら」新設
平成18年 4月	櫛田生活センター新設
平成19年 3月	大足育苗センター新設
5月	支店再編に伴う新店舗体制スタート（33店舗から15店舗へ再編） 1日（くしだ支店・くろべ支店・笹川支店・阿坂店・港店・深野店） 28日（いざわ支店・粥見支店・いいたか支店・大足店）
平成20年 7月	デイサービスセンター「ふれあいの里つじわら」新設
11月	黒部総合センターリニューアル
平成23年 4月	メモリアルホール「リーフル」小ホール「星の森」新設
11月	東部・西部営農振興センター新設稼働
平成24年 2月	朝見農機センター整備場新設
11月	西部農機センター新設
平成25年 3月	飯高ライスセンター移転新設稼働
平成25年 12月	いざわ支店移転新設
平成26年 11月	デイサービスセンター「ふれあいの里くしだ」新設
平成27年 7月	メモリアルホール「笹川リーフル」新設
平成28年 5月	朝見農機センター小型農機展示場兼事務所新設
平成29年 3月	松江支店リニューアル
4月	「うきさと憩センター」運営開始（松阪市の委託事業）
平成30年 3月	食彩ゆらら閉店
平成30年 4月	飯南営農振興センター新設稼働
平成30年 6月	農業経営事業の開始
平成31年 4月	給油所、LPガス、自動車事業の(株)JA全農みえサービスへ事業移管
	現在に至る。

6. 事業の概況（令和元年度）

●事業実績

（1）信用事業

組合員・利用者のライフイベント・ニーズに沿った金融商品を提案するとともに、農業と地域をつなぐ農業メインバンク機能の強化に取り組みました。

（2）共済事業

組合員・利用者のニーズに沿った様々な保障提供と、3Q 訪問活動の継続実施による「共済情報の提供」「請求忘れの確認」「保障点検」を通じた安全・安心の提供に取り組みました。

また、農業リスク削減を目的とした「農業リスク診断」や地域貢献活動として「ベビーサイン体験教室」「高齢者交通安全教室」を開催しました。

（3）購買事業

JA 自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」に向けて、営農振興センターを核に共同購入による低コスト資材・省力化技術等の提案や ICT を搭載した農機の導入提案及び情報提供を通じて、生産農家のトータルコスト低減支援に取り組みました。また、利用者ニーズに沿ったサービス・イベントを実施し、地域のくらしに密着した生活資材を提供しました。

（4）販売・倉庫・加工・利用事業

米については、田植え時期以降、順調に生育しましたが、梅雨明けの遅れや、梅雨明けまでの低温・寡照・多雨、台風による倒伏や早刈りの影響等により、作柄は作況指数で県平均、中勢地区ともに 95 となりました。また、充実不足や青未熟粒・死米等の混入、乳白粒・基部未熟粒の発生が多く、管内の米の 1 等比率は 22.1%（県内 32.5%）となりました。全集荷量は 80,200 俵、水稻種子は 14.8 t の実績となりました。三重 23 号の作付面積は 36.3ha、業務用米の作付面積は 4 品種で 13.6ha となりました。

夏野菜は、長梅雨や度重なる台風による被害、雨上がりの急激な気温上昇による生育・品質の低下が見られ、出荷量は減少傾向でした。

秋冬野菜は、定植後の長雨や台風による被害がありましたが、その後天候に恵まれ生育が回復し、出荷量が増加しました。販売環境は暖冬の影響により、価格が低迷しました。菌茸類は需要の高い秋冬期の安定供給に努めました。

果実は、結実・肥大期の天候が不安定であったため、小玉果傾向となり出荷量が減少しました。販売環境は、全国的に出荷量が減少傾向であったため、平年を上回る価格で推移しました。

茶については、生産履歴記帳の実践と徹底した茶工場の生産管理による「安全・安心な伊勢茶づくり」に継続して取り組みました。価格の低迷により非常に厳しい販売情勢の中、一番茶は前年に対し数量 77%・単価 109%でした。二番茶は数量 98%・単価 81%、秋番茶は数量 116%・単価 93%でした。

直売では、きつする黒部で他店舗との差別化のため、季節に応じた直売会員参加型イベントを開催しました。また、定休日の見直し、地域利用者の利便性向上を図りました。さらに、きつする食堂ではメディアの取材に積極的に対応し、地場農産物を PR しました。インショップ 12 店舗において、地域の利用者に地産地消の促進を図るとともに、会員の所得向上に努めました。

その結果、販売品取扱高は、2,967 百万円で、その内訳は、米麦・豆類が 1,502 百万円、野菜・花類が 119 百万円、果実類が 176 百万円、菌茸類が 57 百万円、畜産が 264 百万円、茶が 206 百万円、直売が 642 百万円となりました。

倉庫については、米倉庫の集約化を図るとともに、低温倉庫への集約保管を実施しました。

育苗センターにおいて水稻苗 74,000 箱、野菜苗 4,200 箱を供給しました。また、水稻育苗では、環境に配慮した温湯消毒を実施しました。

東部カントリーエレベーターでは、米 8,700 俵、麦 35,700 俵、ライスセンターでは、米 8,400 俵、麦 22,200 俵を取り扱いました。また、飯高ライスセンターでは、麦種子 1,800 俵を取り扱いました。

(5) 指導事業

営農指導は、経営所得安定対策において、加入対象農家に対し、加入申請及び交付申請等を支援しました。収入保険制度について、ナラシ対策加入者を対象とした説明会等を通じて周知を行いました。「松阪市農業再生協議会」では、行政機関と連携・協力し、米・麦・大豆の生産振興、担い手対策、農地保全に取り組みました。管内の麦の作付は 1,048ha、大豆作付は 996ha となりました。安全・安心な農畜産物を供給するため、共販品目の生産履歴システムを活用した栽培履歴記帳の実践と GAP（農業生産工程管理）の基礎となるチェックシートを実施しました。

生活指導は、JA 松阪女性組織連絡協議会総会に 213 名が参加し、会員同士の親睦を深め、女性組織活動への参加意識を高めました。オープニングでは、カリノオカラニフラハーラウの皆様によるフラダンスショーを行いました。また、お笑い理学療法士・おしゃべりテーションの会代表 日向亭葵さんを講師に招き、「生涯現役を目指す！健康術～エアリハで転倒予防～」をテーマに記念講演を行いました。女性組織代表役員は、JA 役員との「新春懇話会」を開催し、「女性組合員の加入促進」をテーマに対話を行いました。きつする生氣活気倶楽部では、各支部で子ども達とともに野菜の定植・収穫等の食農体験、パンジーやヒマワリを育て地域景観を良くする活動を行いました。また、滋賀県のタキイ種苗研究農場を訪問した視察研修会では、野菜栽培技術の向上を図るとともに、会員相互の交流を深めました。

●損益の状況等の総括

決算の内容は、経常利益で 533,078 千円、当期剰余金で 361,160 千円となりました。

●対処すべき重要な課題

1. 「多彩は農業」のさらなる拡大に向けた取り組みの実践
 - ・ 農業者所得の向上に向けた取り組み
 - ・ 担い手育成支援に向けた取り組み
 - ・ 相続・事業承継支援に向けた取り組み
2. 総合事業とくらしの活動による元気な地域づくりへの貢献
 - ・ くらし・地域振興に向けた取り組み
3. 組合員との絆づくりによる組織基盤の確立
 - ・ 組合員との関係強化に向けた取り組み
4. JA 自己改革を支える経営基盤の確立
 - ・ 人財育成に向けた取り組み
 - ・ 健全経営の維持と確立に向けた取り組み

7. 地域貢献情報

●全般的事項

当組合は、松阪市（平成 16 年 12 月 31 日現在における一志郡嬉野町・三雲町を除く）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JA の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	13,906 人	出資金	1,984,895 千円
------	----------	-----	--------------

●地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高 **191,866 百万円**

(2) 貯金商品

種類	期間	預入額	商品の概要等
当座貯金 (全額保護の対象)	制限なし	1 円以上	手形・小切手の支払専用の貯金です。 利息は付きません。
決済用貯金 (全額保護の対象)	制限なし	1 円以上	内容は普通貯金と同様で、要求払い・決済サービスの提供です。利息は付きません。
普通貯金	制限なし	1 円以上	出し入れ自由の貯金で、給料や年金の自動受け取りや、公共料金等の自動支払口座としてお使い頂けます。
普通貯金 (総合口座)	制限なし	1 円以上	普通貯金に定期貯金がセットでき、一定額までの融資(貸越限度)も利用できます。
貯蓄貯金	制限なし	1 円以上	5段階の金額階層別金利設定があり、毎日の最終残高に応じた店頭表示の利率が適用となります。
納税準備貯金	制限なし	1 円以上	納税に備えていただく専用の貯金で、ご入金は自由です。
通知貯金	制限なし (7日間据置)	5 万円以上	まとまったお金の短期運用に適しています。 お引出しの場合は 2 日以上前に通知が必要です。
期日指定定期貯金	1 年以上 3 年以内	1,000 円以上 300 万円未満	1 年複利で、1 年経過後の任意の日を満期日に指定できます。
種類	期間	預入額	商品の概要等
変動金利定期貯金	1 年・2 年 3 年	1,000 円以上	6 ヶ月ごとに適用利率が変動します。 単利型と複利型が選択できます。
スーパー定期貯金	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 円以上	自由に預入期間の設定ができます。 単利型と複利型が選択できます。
大口定期貯金	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円以上	1,000 万円以上の資金の運用に最適です。 預入期間等はスーパー定期と同じです。
積立式定期貯金	制限なし	1 円以上	期間を決めて積み立てる方式と期間を定めずに積み立てる方式の 2 種類が選択できます。
一般財形貯金	3 年以上	1 円以上	勤労者の財産形成目的の貯金です。 毎月の給料やボーナスから天引きして積立れます。
財形年金貯金	5 年以上	1 円以上	勤労者の老後資金づくりを目的とする貯金です。 財形住宅と合わせて 550 万円までの非課税枠が利用できます。
財形住宅貯金	5 年以上	1 円以上	住宅の取得や増改築を目的とする貯金です。 財形年金と合わせて 550 万円までの非課税枠が利用できます。
定期積金	6 ヶ月以上 5 年以内	1,000 円以上	1、2、3 ヶ月いずれかの周期の一定日に一定額を積立れます。定額式・目標式・通増通減式・満期分散式の積み立て方式があり、口座振替・集金・窓口にて積み立てることができます。

●地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

(単位：百万円)

正組合員		6,002
准組合員		12,621
員 外	地方公共団体	2,668
	金融機関	7,000
	その他員外	979
	計	10,648
合 計		29,272

(2) 制度融資取扱い状況

(単位：百万円)

資金名	残高	制度の概要等
農業近代化資金	443	農業近代化資金融通法に定める資金
スーパーL資金	11	㈱日本政策金融公庫法に定める資金
スーパーS資金	199	農業経営改善促進資金融通事業実施要綱に定める資金
就農施設等資金	13	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に定める資金

(3) 融資商品

資金名	対象者	資金使途	商品の概要等
農業近代化資金	農業者等	農業用施設の改良・取得等に要する資金	農業者等の農業経営の近代化に資する資金
営農ローン	正組合員またはその後継者	農業経営等に必要な資金	正組合員またはその後継者の農業経営等の改善に資する資金
住宅ローン	組合員等個人	住宅新築等の資金	組合員等個人の住宅新築等に必要な資金
マイカーローン	組合員等個人	自動車等購入資金	組合員等個人の自動車等購入に必要な資金
カードローン	組合員等個人	生活向上に必要な資金	組合員等個人の生活向上に必要な資金

●地域密着型金融への取組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取組み方針

中小企業者等の経営支援に関しては、「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、新規貸付相談や貸付条件変更等の申し込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置および統括部署を明確化し、金融円滑化管理委員会において協議を行ない、その結果等を理事会に報告しています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

(4) 担い手支援

担い手の農業経営の負担軽減を目的とした JA バンク利子補給、保証料助成等を実施しています。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み

担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行なうため、三重県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

●文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

<高齢者福祉活動への取組み>

当 JA では、介護保険サービスによる支援や助け合い活動の充実とともに、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。また、介護相談の窓口として介護支援専門員を配置し、総合的な相談に対応できる支援を行っています。

地域の高齢者の方々が楽しく触れ合える「飯南ふれんどデイサービス」や「うきさと憩センター」、地域の方々が気楽に立ち寄れる場所として遊休施設を利用した「ふらっと広場」、宅老施設「いきいきサロンあぐりの里」(松阪市魚見町)では、レクリエーションや体操などを通じて、地域の方々が健康で楽しく暮らせる活動の支援を行っています。

また、「ふれあいの里くしだ」や「ふれあいの里つじわら」では地域の皆様の幸せな生活を支援するため、リハビリ機能を充実し、自宅での日常生活を安心して過ごせるサービスの提供を行っています。

<助け合い組織「ほほえみ」>

当 JA では、地域がお互いに助け合い安心して暮らせる心豊かな地域づくりを目指して、会員相互の助け合い組織を設置し、介護保険対象外の高齢者への訪問介護活動を展開しています。また、65歳以上の1人暮らしや高齢者夫婦世帯で支援が必要な方々へ、草刈りなどを行う生活支援を行っています。

平成9年から松阪中央総合病院でのボランティア活動に取り組んでおり、歩行が困難な来院者へ車椅子やシルバーカーを使った補助などを行っています。地域住民の方を対象にボランティア養成講習会を開催し、ボランティア会員の育成や資質向上を目的に実施しています。

また平成24年から読み聞かせボランティア活動を、高齢者施設やふらっと広場で行っています。

<1支店等1協同活動>

当 JA では平成24年度から組合員・地域住民の皆様との関係性を深め、「JA 暮らしの活動」を通じた元気な地域づくりを目指して「1支店等1協同活動」に組織全体で取り組んでいます。組合員・地域住民の皆様にとって身近な存在である支店・店が拠点となり、多彩な協同活動を通じて、親しまれ、喜ばれ、そして地域に貢献できる JA になる事を目指しています。令和元年度は37部署で96の活動を行い、地域行事への参加や美化活動、交通安全啓発活動などを通して多くの組合員・地域住民の皆様と交流しました。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

<「年金友の会」会員同士の交流図る>

当 JA 年金友の会はグラウンドゴルフ、ゲートボール、ゴルフを通じて会員相互の交流を深めることを目的に、各種大会を開催しております。

令和元年度は、5月29日及び令和2年1月15日のゴルフ大会にあわせて370人、10月17日のグラウンドゴルフ大会に316人、11月6日のゲートボール大会に27チーム158人がご参加いただき、大いに楽しみ、親睦を深めていただきました。

<JA 松阪あぐりスクールの活動>

当 JA 管内の小学生を対象に、自然や仲間と触れ合いながら、農業の素晴らしさを肌で実感してもらい、次世代を担う子ども達に「農」と「食」への理解を深めてもらいたいと平成17年度から「JA 松阪あぐりスクール」の活動を行っています。

同スクール農園での農産物の定植や収穫など農作業を中心とした活動を通して、育てることの大変さや食べることの大切さを伝えていきます。令和元年度においても季節の野菜の定植や収穫体験、田植えなどの活動を行いました。

<JA 松阪農業塾「菜園塾」を開校>

当 JA では平成23年度より管内の野菜作り初心者を対象に、1年間で農業知識や技術を習得し、多様な担い手を育成することを目的とした農業塾「菜園塾」を開校しており、これまでにのべ200人が卒業しました。平成31年4月には9期目となる開校式を行い、男女16人が入校。毎月1回、講習と実習を行い、季節に応じた野菜作りを学ぶほか、青果物卸売市場や県下ファーマーズマーケットを視察し、流通や地産地消の現状など、幅広く農業の知識を深めています。

<ベビーサイン教室の開催>

当 JA では平成25年度から育児の手助けになることを目的に、地域貢献活動の一環として「ベビーサイン教室」を開催しています。

令和元年度には38組の親子が参加。参加者は歌に合わせたサインを体験し、楽しみながら学んでいました。

(3) 情報提供活動

<JA 松阪公式ホームページによる情報発信>

当 JA では、ホームページを開設し、タイムリーな情報発信を通じて、農と食の大切さや重要性についての理解促進を図るとともに、事業活動の紹介や地域に密着した情報を掲載し、地域に根ざす JA の PR に努めています。

また、組織情報等も積極的に公開し、公式ホームページとしての役割を果たせるよう努めています。

ホームページの URL は、<http://www.ja-matsusaka.or.jp> です。是非アクセスしてみてください。

<地域住民向けコミュニティ誌「きつする」の発行>

当 JA では、平成30年度から JA に対する正しい理解と親近感を得ることを目的に、地域住民向けコミュニティ誌「きつする」を発行しています。

年4回（春夏秋冬）の発行で、「農」と「食」、「くらし」、「JA への理解」をテーマとし、旬の特産物情報による地産地消の推進、地域住民の生活に身近な情報を掲載しています。

<公式 facebook の開設>

当 JA では、平成30年度から若い世代や准組合員、消費者層に JA へ興味を向けてもらうことを目的に facebook を開設しています。

女性組織活動やイベント、農産物の生産現場や目揃え会の様子などを発信。消費者が普段目にすることのできない情報等を発信することで、農業や JA に親しみをもってもらえるよう努めています。

8. リスク管理の状況

●リスク管理の体制

【リスク管理基本方針】

はじめに

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものである。

当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行う。

1 基本的な考え方

(1) リスクの定義

当組合におけるリスクとは、経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度合いをいう。当組合は、安定的な収益を確保するために不確実性を内包した様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務である。

(2) リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、当組合は、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命および役割を果たすことが困難な状態となる。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまでコントロールし、そのために必要な施策を行うことである。

(3) リスク管理の進め方

当組合の経営をとりまく環境が多様化・複雑化している状況下では、経営の健全性維持を第一義に、様々なリスクの特性を踏まえ、対応を行うことが不可欠である。

リスク管理の進め方としては、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理を行うことにとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理を行う。

(4) リスク管理の方針

リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行う。

リスク量の計測が困難なリスクについては、その内容を定性的に分析し、業務上の統制をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化する。

2 環境変化への対応

(1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行う。

(2) リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえで、リスクコントロールを行う。

3 方針の検証と見直し

(1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実行性については、不断の検証を行う。

(2) 前項を踏まえ、この方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行う。

【リスク管理への取組み】

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

●法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、その徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

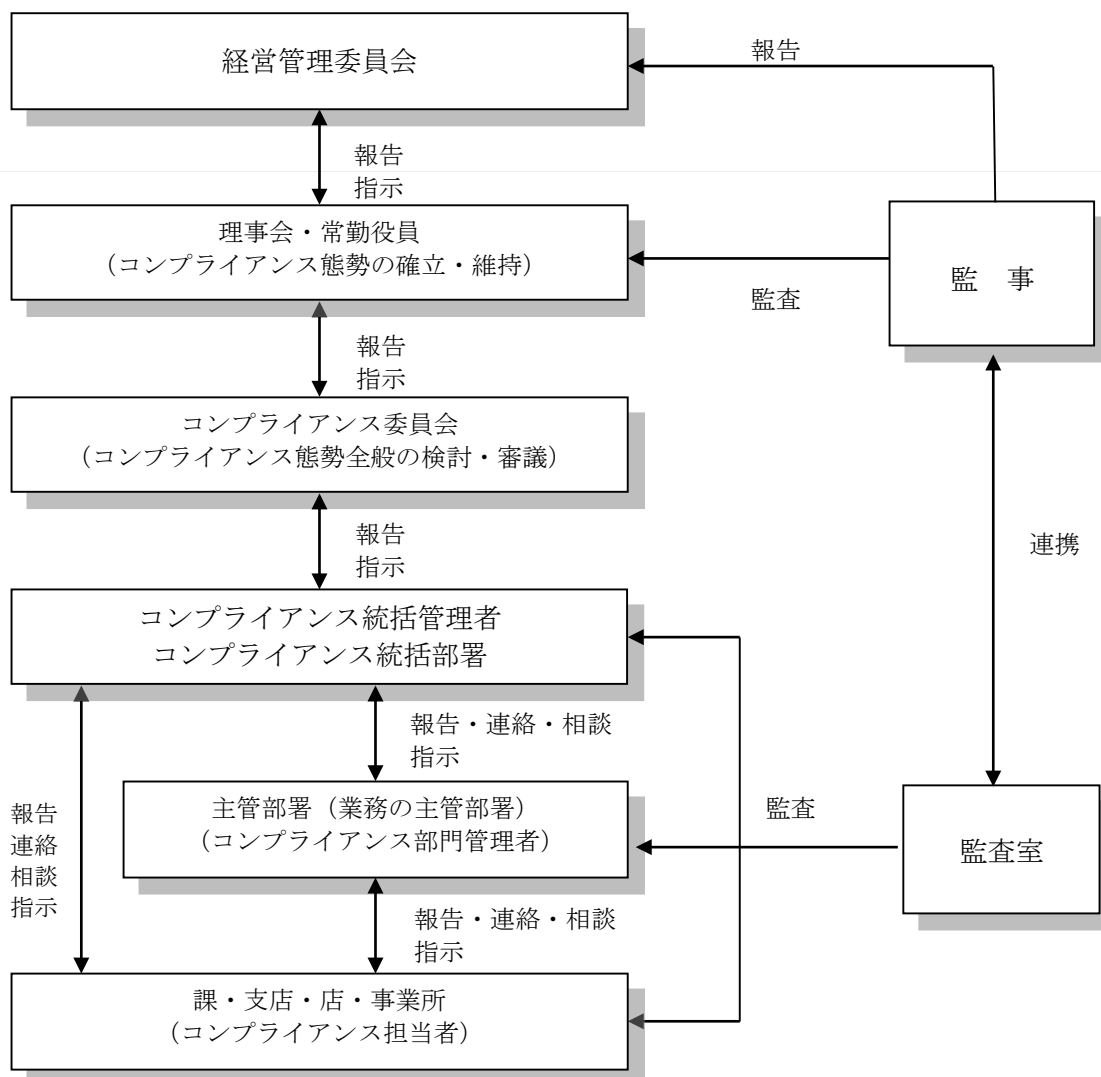
コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

【コンプライアンス体制図】



●反社会的勢力との取引排除

《マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針》

松阪農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して、次のとおり断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

制定日：平成 22 年 9 月 30 日

改訂日：平成 31 年 4 月 1 日

松 阪 農 業 協 同 組 合

●金融ADR制度への対応

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

【苦情処理措置の内容】

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- (1) 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- (2) 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- (3) 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合（JA）の本支店営業窓口にお申出ください。

上記のほか、下記の窓口でも受け付けていただきます。

【JAバンク相談・苦情等受付窓口（本店 金融部）】

電話番号：0598-28-8808

電子メール：kinyuubu@ja-matsusaka.or.jp

受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休日を除く）



- (4) JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者様のご理解を得たうえで、JAバンク三重やご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、JAバンク相談所ではお答えできないこともございますので、当組合の窓口にお問い合わせください。

JAバンク相談所

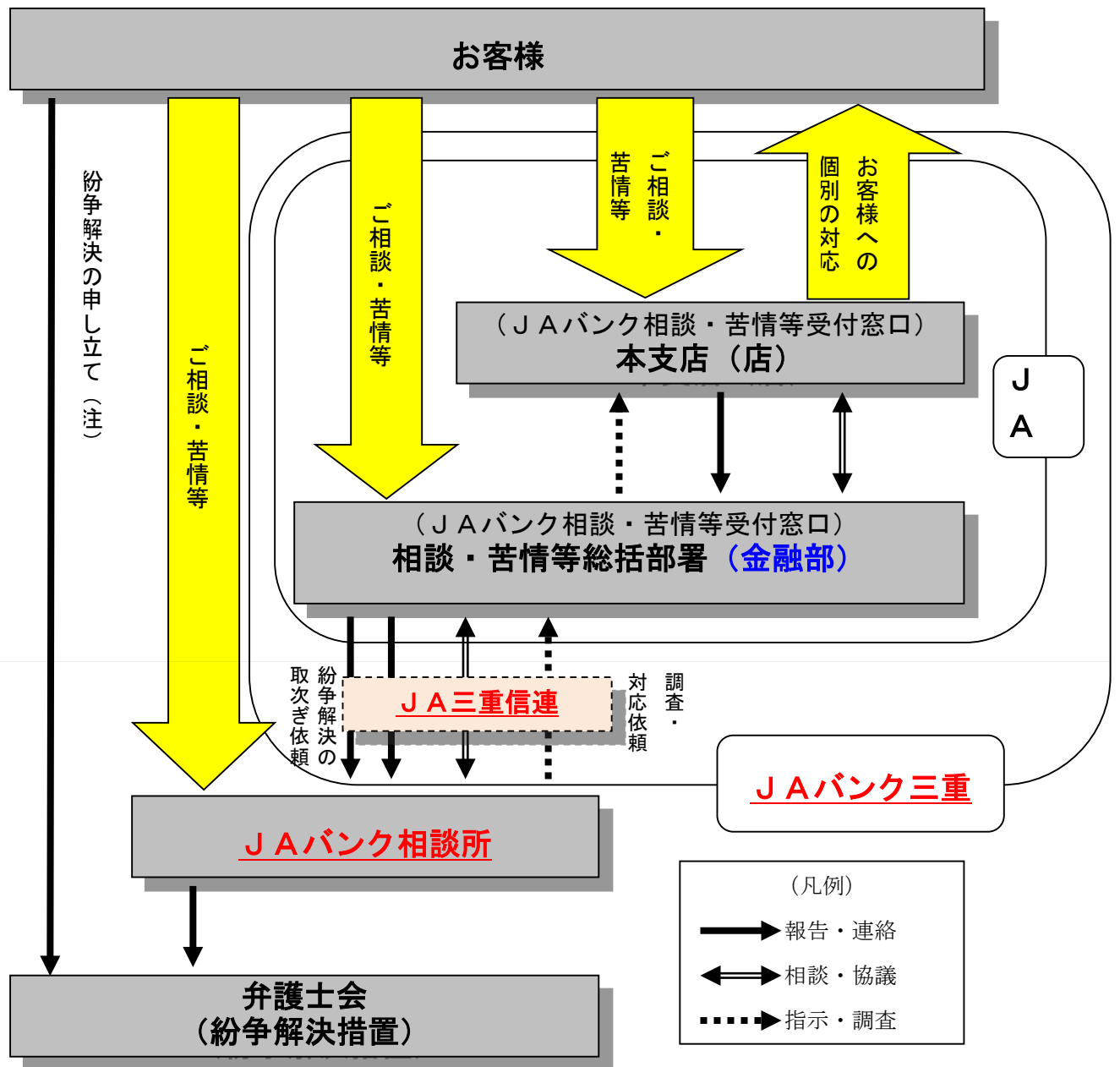
電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時

（金融機関の休日を除く）

【苦情等受付・対応態勢】

当組合は、下図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。



(注) お客様が直接「紛争解決の申し立て」を行うことが可能な弁護士会は、次のとおりです。

◆愛知県弁護士会紛争解決センター

紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。利用に際しては、当組合の JA バンク相談・苦情等受付窓口または JA バンク相談所にお申出ください。

なお、※を付した弁護士会には、直接お申し立ていただくことも可能です。

弁護士会名	電話番号	受付時間
愛知県弁護士会紛争解決センター※	052-203-1777	月～金（祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00
民間総合調停センター（大阪府）	JA バンク相談所を通じてのご利用となります。	

【JAバンク相談・苦情等受付窓口（本店 金融部）】

電話番号：0598-28-8808

電子メール：kinyuubu@ja-matsusaka.or.jp

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）

【JAバンク相談所】

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。

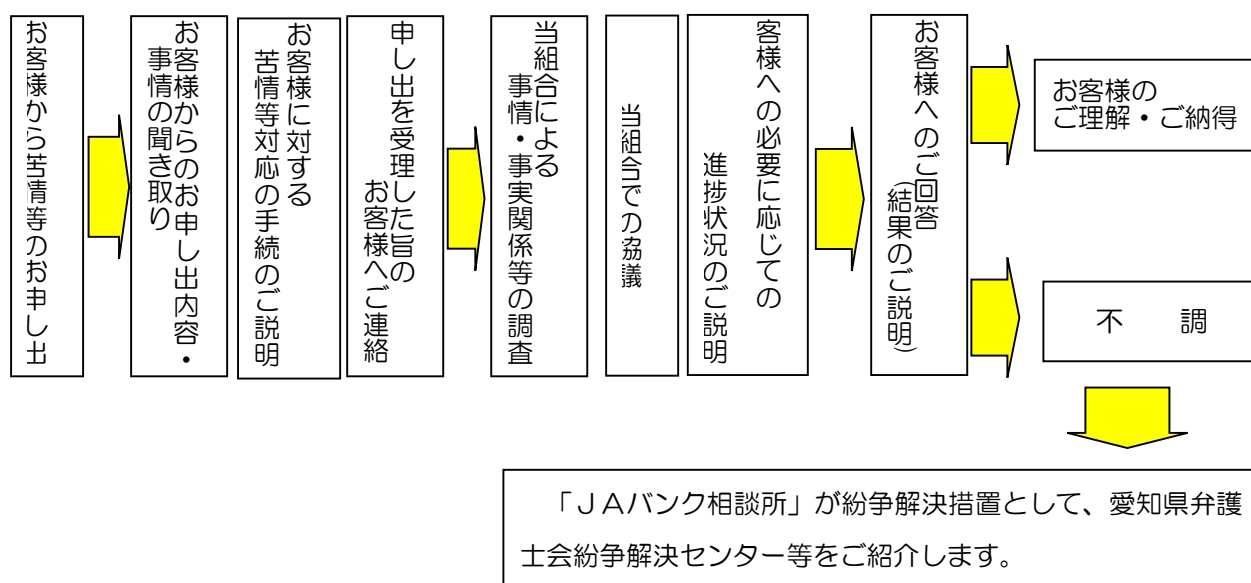
詳しくは当組合の JA バンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。

苦情処理措置及び紛争解決措置等に関する内部規程の概要

当組合は、苦情処理措置及び紛争解決措置等に関する内部規程として、「JA バンク 苦情等対応要領」を定めています。なお、その概要は次のとおりです。

1. お客様からの信用事業にかかるご相談・苦情等については、当組合の本支店（所）で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
2. 当組合は、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
3. ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お客様からお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限りお客様のご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。
4. ご相談・苦情等の内容やお客様のご要望等に応じ、お客様に適切な外部機関（金融 ADR 制度において当組合が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む）をご紹介しますとともに、その標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。
5. 外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間であっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。

【標準的な手続の流れ】



苦情処理措置

当組合では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかる相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

1. ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合の本支店（店）等で受け付けます。
2. 相談・苦情等の申し出があった場合、当組合はこれを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申し出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
3. 当組合は相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
4. 当組合は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたっては、できるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
5. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営者層に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策として活用します。

まずは、当組合の本支店（店）JA共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

松阪農業協同組合 本店 共済部

電話番号：0598-28-8033

電子メール：kyousaibu@ja-matsusaka.or.jp

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日及び金融機関の祝日を除く）



- ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、まずは当組合がお受けいたします。なお、JA共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

JA共済相談受付センター（JA共済連 全国本部）

電話番号：☎0120-536-093

受付時間：午前9時～午後6時（月～金曜日）、午前9時～午後5時（土曜日）

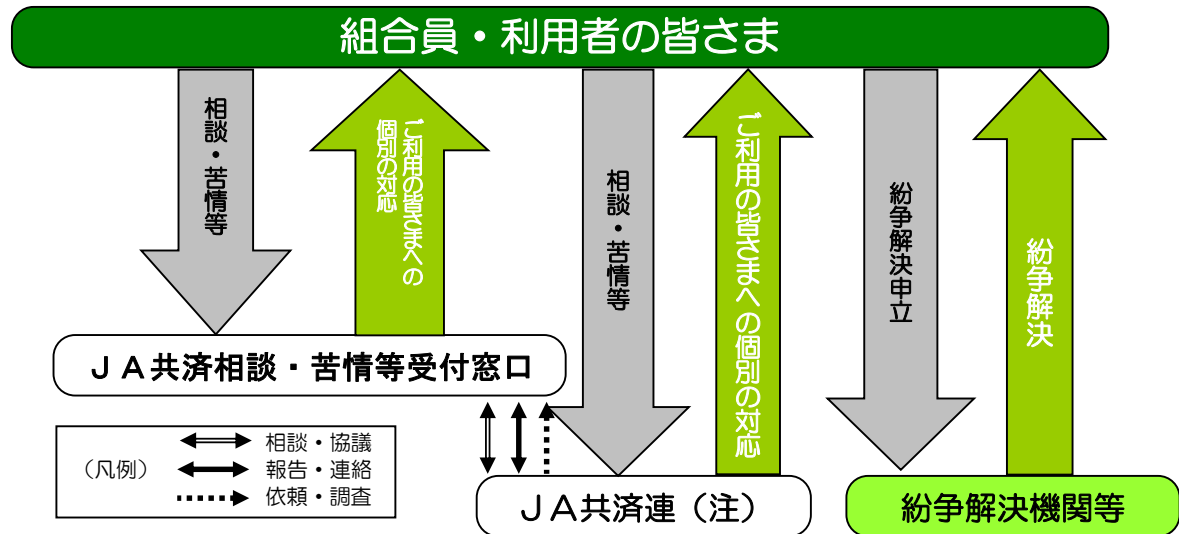
※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

相談・苦情等受付・対応態勢

下図のような態勢で組合員・利用者の皆さまからの声を真摯に受け止め、分析・業務改善活動を通じて共済仕組みや各種サービスの開発・改善に努めています。



(注) JA 共済連は県本部・全国本部 (JA 共済相談受付センター) をいいます。

紛争解決措置

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。また、当組合は下記の外部機関をご紹介し、その外部機関の標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。詳細は当組合にお問い合わせください。

- ・ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
- ・ 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構
- ・ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
- ・ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター
- ・ 日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

1. 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 <https://www.jcia.or.jp/adr/index.html>

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
電話番号：03-5368-5757
受付時間：午前9時～午後5時
(土日・祝祭日および12月29日～1月3日を除く)

※自動車事故の賠償にかかわるものは、お取り扱いしていません。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しております。(認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号)

2. 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

自賠責共済の支払に関して、万一にもご納得いただけなかったためのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

3. 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センターの相談所が全国の各弁護士会内等に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

4. 公益財団法人 交通事故紛争処理センター <http://www.icstad.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

5. 日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

弁護士費用保障特約における共済金の支払有無・支払額等に関して、万一にもご納得いただけなかったためのための裁判外紛争解決機関として「日本弁護士連合会 弁護士保険ADR」が設置されています。この機関では、保険会社等が推薦する保険精通者、学識経験者および弁護士からなる裁定委員が、公正な立場から紛争解決手続（和解斡旋手続・裁定手続）および見解表明手続を行っています。

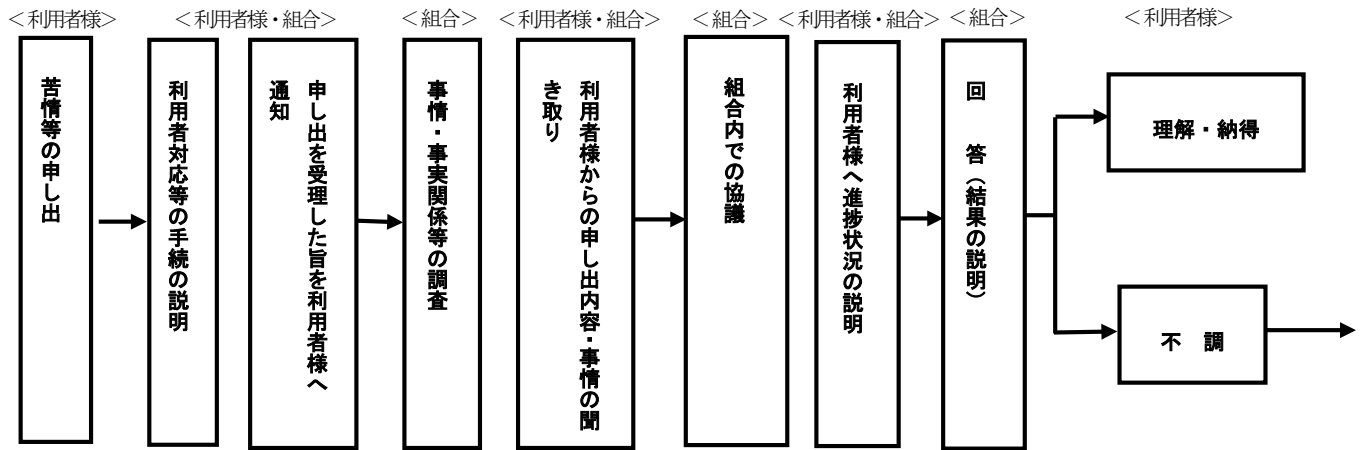
※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

[当組合の苦情等対応要領の概要]

松阪農業協同組合

1. 利用者様からの共済事業にかかる相談・苦情等については、当組合の本支店で受け付け、原則として当該相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。
ただし、相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
2. 当組合は、相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
また、必要に応じてJA共済連に解決支援を要請し、JA共済連と連携して迅速な解決に努めます。
3. 利用者様からの相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、申し出内容・事情等を充分聞き取り、できるだけ利用者様の理解と納得を得て解決することを目指します。
4. 利用者様のご納得のいく解決に至らない場合は、利用者様に対して適切な外部機関を紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供します。
5. 当組合は、外部機関の手続およびその結果について尊重・遵守します。

[標準的な手続の流れ]



<組 合>

利用者様のご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関を紹介します。

- ① 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
- ② 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構
- ③ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
- ④ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター
- ⑤ 日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

※当組合は外部機関の手続係属中も、利用者様に、必要に応じて資料の提供や説明を行います。

※内容や状況により、訴訟による解決となる場合があります。

松阪農業協同組合 本店 共済部

連絡先：TEL 0598-28-8033

公正・迅速・誠実な対応

申し出

終了

●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに経営管理委員会、理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- (1) 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- (2) 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- (3) 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- (4) 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- (5) 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- (6) 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●金融円滑化にかかる基本的方針

JA 松阪（以下、「当 JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- (1) 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- (2) 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- (3) 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
- (4) 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- (5) 当JAは、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会をうけた場合、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

(6) 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- ① 理事長以下、関係役員および部課長等を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- ② 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- ③ 各支店（店）に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店（店）における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(7) 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●個人情報の取扱い方針

【個人情報保護方針】

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●貸出運営についての考え方

最近の金融情勢は、信用力のある金融機関への資金流動がみられるなど、顧客が金融機関を選別する状況にあり、JA金融も自己責任・自己管理・経営の安全性が強く求められています。

この観点から、地域密着型金融機関として利用者ニーズに応じた貸出の伸長に努めるとともに、貸出審査の厳格化とリスク管理を行い皆様の信頼に応えるよう努めてまいります。

- (1) 融資は個人を対象とした資金、事業資金、団体資金等の融資拡大に努めていきます。
- (2) 債権管理については機能強化により、リスク管理の強化に努めます。
- (3) 融資知識の習得、向上の強化に努めます。
- (4) 諸規定及び法令等の遵守による審査管理強化に取り組みます。

9. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和元年3月末における自己資本比率は、11.24%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	松阪農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,984百万円

10. 主要な業務の内容

●事業の内容

【信用事業】

信用事業は、全国の JA・信連・農林中金が実質的に一つの金融機関（JA バンク）として総合力を結集し、一体的事業運営による高度で一元的なサービス機能の提供と破綻未然防止体制の確立により経営の健全性確保に努めています。また、地域金融機関として組合員・利用者の暮らしと経営安定に密着した計画的な貯蓄推進と多様化する資金需要に積極的に取り組んでいます。

◎貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様の大切な資金をお預かりし、当座性貯金・定期性貯金などライフサイクルに対応した商品の提案・提供に努め、ご利用頂いております。

◎融資業務

組合員と地域住民の皆様の農業や生活、事業に必要な資金をご融資しています。また地域公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上、発展に貢献しています。さらに住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の融資の申し込みの取り次ぎも行っています。

◎為替業務

全国の JA、信連、農林中金に加えて全国の銀行や信用金庫などの各店舗を為替網で結び、当組合の窓口を通してどこの金融機関へでも資金を送ることができるほか、手形・小切手等も安全・確実・迅速に取り立てを致します。

◎国債窓口販売

国債等（利付・割引国庫債券）の窓口販売の取扱と保護預かりを行なっています。

◎サービス・その他

当組合では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取・各種自動支払や事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取扱しています。また全国の農協、提携金融機関（銀行等）などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなどいろいろなサービスに努めています。

【共済事業】

共済事業は、組合員等の生活における相互保障事業であり、日々の暮らしにおいて生じる不慮の災害や病気をはじめ、建物の火災・自然災害による被害や自動車事故等の損害を補填し、暮らしの安定を長期的にはかることを目的としています。共済事業は共済契約に基づき契約者から共済掛金の払込みを受け、事故等の発生により共済金を支払う事業です。

種類としては、「ひと（養老・終身・年金・医療・介護共済）、いえ（建物更生・火災共済）、くるま（自動車・自賠責共済）」等をご提供しています。

【指導事業】

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業の 2 種類に大別することができ、営農指導事業は営農面の協同活動にともなう指導事業であり、生活指導事業は生活面の協同活動にともなう指導事業です。

◎営農指導事業

営農指導事業は、営農計画策定活動、農業生産環境条件の整備活動、農業生産技術の研究と導入活動、農業経営技術の研究と導入活動、生産者の組織活動に取り組んでいます。

◎生活指導事業

生活指導事業は、高齢者福祉活動、生活環境条件の整備活動、生活文化の組織活動に取り組んでいます。

【販売事業】

販売事業は、組合員の共同販売活動であり、営農活動の成果である生産物を有利に販売する協同活動です。農家の営農活動を締めくり完成させる事業ですが、一方同時に有利な販売ができるように、営農活動全体を計画管理する重要性から販売事業は営農活動の起点となる戦略的事業の一面を持っています。また、事業の対象である米穀販売、青果物販売、および畜産物販売に取り組んでいます。

【購買事業】

購買事業は、組合員の共同購買活動であり、農業生産および消費生活に必要な資材について良質なものを有利に購入する協同活動です。購買事業は組合員の営農活動と生活活動とにまたがっており、営農活動としての購買事業は主として農畜産物生産に投入される資材（生産資材）の調達であり、それは営農指導事業や販売事業と強く結びついた活動です。これに対し、生活活動としての購買事業は、健康で文化的な生活を実現するための資材（生活資材）を入手するものであり、それは生活指導事業や厚生事業等と深く結びついた活動です。

●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当組合の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

（1）「JA バンクシステム」のしくみ

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組み仕組を「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

（2）「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金※」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2019年3月末における残高は1,706億円となっています。

（3）「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

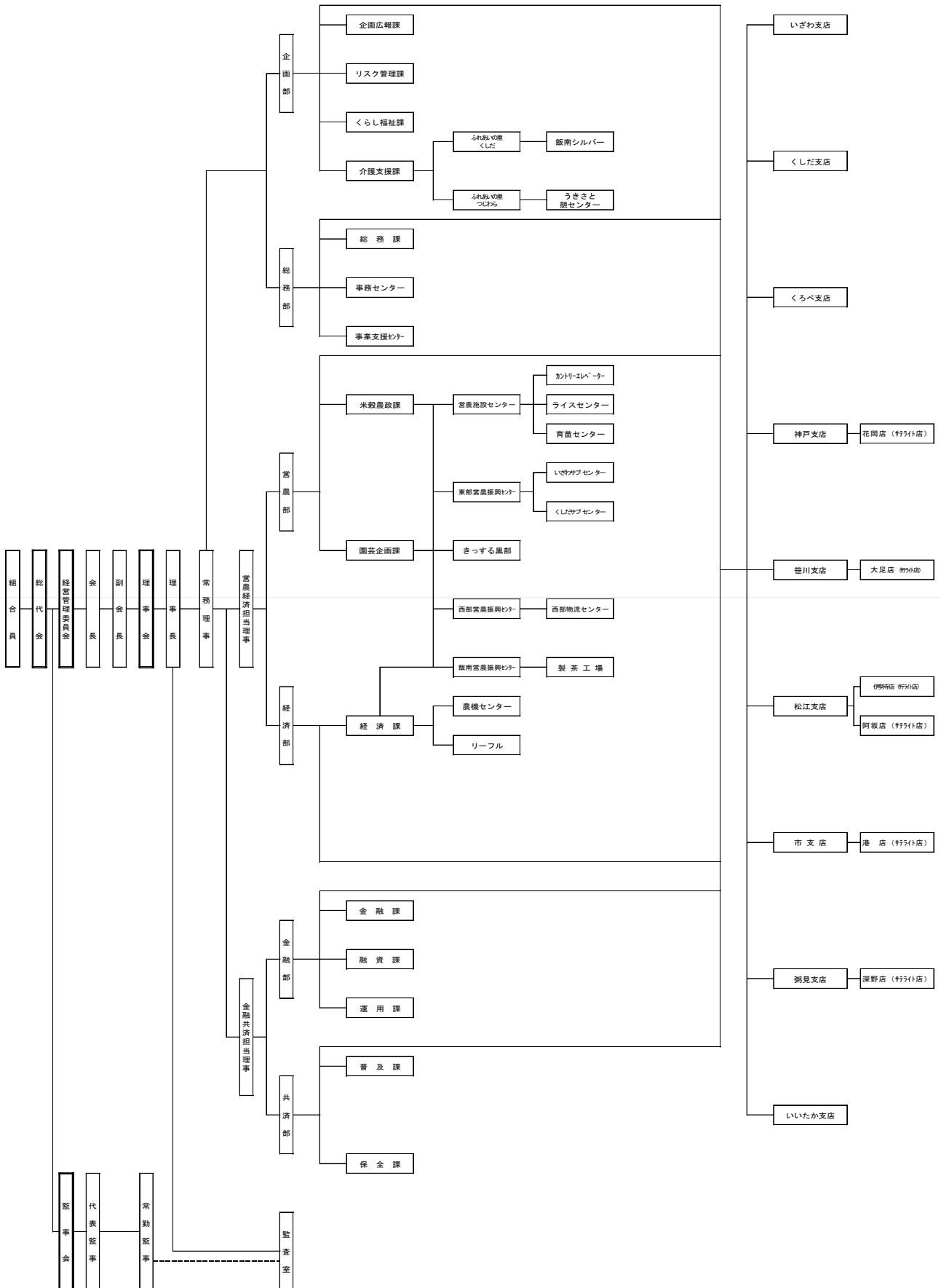
（4）貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

11. 経営の組織

●組織機構図

(令和2年4月1日現在)



●組合員数

(単位:人)

	30年度末	元年度末	増 減
正組合員数	7,070	6,990	▲80
個人	7,039	6,958	▲81
法人	31	32	1
准組合員数	6,881	6,916	35
個人	6,847	6,883	36
法人	34	33	▲1
合 計	13,951	13,906	▲45

●組合員組織の状況

組 織 名	構 成 員 数
農 家 実 行 組 合	381 組合
水 経 会	38 人
受 託 部 会	16 人
採 種 部 会	6 人
壮 年 部	27 人
青 年 部 (J A M Y)	22 人
女 性 組 織 連 絡 協 議 会	1,775 人
き っ す る 倶 楽 部	1,162 人
青 島 み か ん 部 会	8 人
高 糖 系 み か ん 部 会	8 人
梨 研 究 部 会	22 人
い ち ご 部 会	63 人
柿 生 産 部 会	11 人
畜 産 部 会	12 人
菌 茸 部 会	4 人
生 椎 茸 部 会	8 人
乾 椎 茸 部 会	17 人
花 部 会	8 人
茶 生 葉 生 産 者 部 会	108 人
な ば な 部 会	151 人
モ ロ ヘ イ ヤ 部 会	96 人
伊 勢 芋 部 会	4 人
水 耕 胡 瓜 研 究 会	5 人
き ざ み 葱 部 会	9 人

当 JA の組合員組織を記載しています。

12. 役員構成

(令和2年7月1日現在)

役職名	区 分		氏 名	就任年月日	任期満了年月	摘 要
	常勤・非常勤の別	代表権の有無				
経営管理委員会会長	非常勤	無	鈴木 均	1.6.21	4.6	認定農業者に準ずる者(注4)
経営管理委員会副会長	非常勤	無	山口 隆久	1.6.21	4.6	
経営管理委員会副会長	非常勤	無	鈴木 浩三	1.6.21	4.6	認定農業者(注2)
経営管理委員会副会長	非常勤	無	加藤 一成	1.6.21	4.6	認定農業者(注2)
経営管理委員	非常勤	無	藤原 銀治郎	1.6.21	4.6	認定農業者(注2)
経営管理委員	非常勤	無	奥出 克成	1.6.21	4.6	
経営管理委員	非常勤	無	早川 隆史	1.6.21	4.6	
経営管理委員	非常勤	無	谷川 雅之	1.6.21	4.6	認定農業者(注2)
経営管理委員	非常勤	無	中島 秀雄	1.6.21	4.6	
経営管理委員	非常勤	無	間柄 孝文	1.6.21	4.6	認定農業者(注2)
経営管理委員	非常勤	無	中田 元彦	1.6.21	4.6	
経営管理委員	非常勤	無	福田 幸則	1.6.21	4.6	認定農業者(注2)
経営管理委員	非常勤	無	中川 一幸	1.6.21	4.6	認定農業者(注2)
経営管理委員	非常勤	無	川合 清晴	1.6.21	4.6	認定農業者(注2)・法人・代表
経営管理委員	非常勤	無	岩田 雅昭	1.6.21	4.6	認定農業者(注2)
経営管理委員	非常勤	無	栃木 善明	1.6.21	4.6	認定農業者(注2)
経営管理委員	非常勤	無	竹内 清	1.6.21	4.6	認定農業者(注2)
経営管理委員	非常勤	無	海住 利彦	1.6.21	4.6	
経営管理委員	非常勤	無	黒石 吉孝	1.6.21	4.6	
経営管理委員	非常勤	無	道瀬 康郎	1.6.21	4.6	認定農業者(注2)
経営管理委員	非常勤	無	中村 正幸	1.6.21	4.6	認定農業者に準ずる者(注4)
経営管理委員	非常勤	無	小泉 寛美	1.6.21	4.6	女性組織代表(注3)
経営管理委員	非常勤	無	出口 千晴	1.6.21	4.6	女性組織代表(注3) 認定農業者に準ずる者(注4)
経営管理委員	非常勤	無	小濱 静朗	1.6.21	4.6	認定農業者に準ずる者(注4)
代表監事	非常勤	無	正木 守	1.6.21	4.6	
常勤監事	常勤	無	田中 茂行	1.6.21	4.6	学識経験監事
監事	非常勤	無	小西 正明	1.6.21	4.6	
監事	非常勤	無	森山 勝	1.6.21	4.6	
監事	非常勤	無	福山 雅文	1.6.21	4.6	
監事	非常勤	無	三宅 守	1.6.21	4.6	
監事	非常勤	無	本田 英博	1.6.21	4.6	員外監事(注1)
代表理事理事長	常勤	有	山本 清己	30.6.22	3.6	
常務理事	常勤	無	小林 将	30.6.22	3.6	
理事	常勤	無	鈴木 重身	30.6.22	3.6	営農経済担当理事(職員兼務)
理事	常勤	無	中瀬 元史	30.6.22	3.6	金融共済担当理事(職員兼務)

(注1) 農協法第30条第12項に定める員外監事であります。

(注2) 農協法第30条第12項第1号に定める認定農業者であります。

(注3) 農協法第30条第13項に定める女性組織代表であります。

(注4) 施行規則第76条の2第1号に定める認定農業者に準ずる者であります。

13. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和元年6月現在） 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町

14. 事務所の名称及び所在地

●事務所の名称及び所在地

店舗名	住所	電話番号	ATM 設置台数
本店	三重県松阪市豊原町 1043-1	0598-28-2111	
いざわ支店	三重県松阪市射和町 582-1	0598-29-2346	1台
くしだ支店	三重県松阪市豊原町 1057-1	0598-28-2251	1台
くろべ支店	三重県松阪市東黒部町天神 1	0598-59-0004	1台
神戸支店	三重県松阪市垣鼻町 1573-5	0598-21-2119	1台
(※)花岡店	三重県松阪市大黒田町 823-3	0598-21-0504	1台
笹川支店	三重県松阪市笹川町 2205	0598-36-0341	1台
(※)大足店	三重県松阪市大足町 335-1	0598-21-1178	1台
松江支店	三重県松阪市西之庄町 228	0598-21-0835	1台
(※)伊勢寺店	三重県松阪市八重田町 173-1	0598-58-2511	1台
(※)阿坂店	三重県松阪市小阿坂町 314-4	0598-58-2303	1台
市支店	三重県松阪市郷津町 140-1	0598-51-0684	1台
(※)港店	三重県松阪市荒木町 18-1	0598-51-0961	1台
粥見支店	三重県松阪市飯南町粥見 4474-1	0598-32-2610	1台
(※)深野店	三重県松阪市飯南町深野 585-4	0598-32-2036	
いいたか支店	三重県松阪市飯高町栗野 160-1	0598-45-0006	1台
(注1) (※)印については、サテライト店です。			14台

●店舗外ATM設置場所

<ul style="list-style-type: none"> ・ATM コーナー 大石 ・ATM コーナー 立野 ・ふれあいの里つじわら ・ATM コーナー 松ヶ崎 ・ATM コーナー 森 ・リ フ ル ・A コ ー プ く し だ 	<ul style="list-style-type: none"> ・くろべ総合センター ・朝見農機センター ・東部営農振興センター ・松 阪 市 役 所 ・松阪市飯南産業文化センター ・飯 高 地 域 振 興 局 ・飯高林業総合センター <p style="text-align: right;">以上 14 台</p>
---	---

15. 直近の2事業年度における財産の状況

●貸借対照表

(単位：千円)

資産の部			負債・純資産の部		
資産	平成30年度	令和元年度	負債	平成30年度	令和元年度
1 信用事業資産	187,442,039	193,563,803	1 信用事業負債	186,166,968	192,813,888
(1)現金	819,121	827,147	(1)貯金	185,728,143	191,866,022
(2)預金	128,512,885	133,511,730	(2)借入金	27,146	25,117
系統預金	126,468,238	133,483,983	(3)その他の信用事業負債	411,678	922,749
系統外預金	2,044,646	27,747	未払費用	119,171	170,345
(3)金銭の信託	1,104,334	1,458,398	その他の負債	292,506	752,403
(4)有価証券	27,678,487	28,074,231	2 共済事業負債	856,746	663,455
(5)貸出金	28,986,088	29,272,139	(1)共済借入金	350	—
(6)その他の信用事業資産	378,492	454,305	(2)共済資金	605,637	407,276
未収収益	203,953	198,299	(3)共済未払利息	7	—
その他資産	174,538	256,005	(4)未經過共済付加収入	247,354	251,562
(7)貸倒引当金	▲37,369	▲34,149	(5)共済未払費用	1,874	1,734
2 共済事業資産	10,172	14,023	(6)その他共済事業負債	1,522	2,881
(1)共済貸付金	350	—	3 経済事業負債	396,749	298,684
(2)共済未収利息	7	—	(1)経済事業未払金	321,041	231,460
(3)その他の共済事業資産	9,814	14,023	(2)経済受託債務	71,923	63,439
3 経済事業資産	1,453,971	1,330,788	(3)その他の経済事業負債	3,784	3,784
(1)受取手形	4,492	6,501	4 設備借入金	147,590	123,460
(2)経済事業未収金	824,707	728,881	5 雑負債	294,068	284,342
(3)経済受託債権	277,707	361,450	(1)未払法人税等	39,893	49,363
(4)棚卸資産	336,419	242,039	(2)リース債務	11,150	8,802
購買品	257,206	170,946	(3)資産除去債務	56,871	56,930
宅地等	55,069	35,003	(4)その他の負債	186,153	169,244
その他の棚卸資産	24,142	36,089	6 諸引当金	1,414,845	1,334,918
(5)その他の経済事業資産	27,132	27,132	(1)賞与引当金	103,935	91,978
(6)貸倒引当金	▲16,487	▲35,216	(2)退職給付引当金	955,113	908,737
4 雑資産	198,604	406,896	(3)役員退職慰勞引当金	12,837	9,927
(1)雑資産	198,605	406,896	(4)特例業務負担金引当金	342,959	324,275
(2)貸倒引当金	▲0	▲0	7 繰延税金負債	12,200	—
5 固定資産	3,898,406	3,969,065	負債の部合計	189,289,168	195,518,749
(1)有形固定資産	3,892,077	3,966,055	純資産	平成30年度	令和元年度
建物・建物附属	6,768,847	6,756,796	1 組合員資本	8,804,512	9,397,767
構築物	1,443,122	1,438,057	(1)出資金	1,719,360	1,984,895
機械装置	1,412,305	1,395,391	(2)利益剰余金	7,089,537	7,419,727
土地	1,999,575	1,995,437	利益準備金	2,440,000	2,440,000
リース資産	10,867	10,867	その他利益剰余金	4,649,538	4,979,727
建設仮勘定	6,256	1,500	信用事業基盤強化積立金	930,000	930,000
その他有形固定資産	839,332	801,262	営農指導事業基盤強化積立金	260,000	260,000
減価償却累計額(控除)	▲8,588,231	▲8,433,256	経営安定対策積立金	1,102,000	1,102,000
(2)無形固定資産	6,329	3,010	特別積立金	2,192,000	2,192,000
6 外部出資	6,540,244	6,540,234	当期末処分剰余金	165,538	495,727
(1)外部出資	6,540,244	6,540,234	(うち当期剰余金)	(▲24,486)	(361,160)
系統出資	6,380,180	6,380,180	(3)処分未済持分	▲4,385	▲6,855
系統外出資	160,064	160,054	2 評価・換算差額等	1,449,757	1,013,625
7 繰延税金資産	—	105,329	(1)その他有価証券評価差額金	1,449,757	1,013,625
資産の部合計	199,543,439	205,930,141	純資産の部合計	10,254,270	10,411,392
			負債及び純資産の部合計	199,543,439	205,930,141

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度
1 事業総利益	3,460,625	3,232,630
事業収益	—	6,650,856
事業費用	—	3,418,226
(1)信用事業収益	1,941,975	2,098,173
資金運用収益	1,683,567	1,668,627
（うち預金利息）	(897,186)	(917,540)
（うち有価証券利息）	(333,304)	(344,729)
（うち貸出金利息）	(422,634)	(374,997)
（うちその他受入利息）	(30,441)	(31,360)
役務取引等収益	46,872	49,553
その他事業直接収益	38,166	41,452
その他経常収益	173,368	338,539
(2)信用事業費用	282,891	361,419
資金調達費用	180,148	171,070
（うち貯金利息）	(175,529)	(167,264)
（うち給付補填備金繰入）	(3,187)	(2,143)
（うち借入金利息）	(298)	(243)
（うちその他支払利息）	(1,133)	(1,419)
役務取引等費用	17,173	17,202
その他事業直接費用	6,579	—
その他経常費用	78,989	173,146
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲99,493)	(▲3,219)
（うち貸出金償却）	(186)	(—)
信用事業総利益	1,659,083	1,736,753
(3)共済事業収益	814,910	775,027
共済付加収入	743,085	697,938
共済貸付金利息	742	0
その他の収益	71,082	77,088
(4)共済事業費用	38,946	37,465
共済借入金利息	742	0
共済推進費	21,931	23,715
共済保全費	253	113
その他の費用	16,020	13,636
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲273)	(—)
共済事業総利益	775,963	737,561
(5)購買事業収益	4,821,438	3,083,259
購買品供給高	4,574,305	2,869,173
修理サービス料	86,929	44,912
その他の収益	160,203	169,174
(6)購買事業費用	4,001,299	2,501,082
購買品供給原価	3,765,671	2,349,349
購買品供給費	66,798	43,711
その他の費用	168,829	108,021
（うち貸倒引当金繰入額）	(—)	(18,700)
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲4,809)	(—)
（うち貸倒損失）	(12)	(766)
購買事業総利益	820,139	582,177
(7)販売事業収益	176,194	144,617
販売手数料	138,775	113,145
その他の収益	37,419	31,472
(8)販売事業費用	103,089	107,962
販売費	33,571	30,793
その他の費用	69,518	77,169
（うち貸倒引当金繰入額）	(—)	(28)
（うち貸倒引当金戻入益）	(▲56)	(—)
販売事業総利益	73,105	36,654
(9)保管事業収益	47,753	58,866
(10)保管事業費用	5,849	6,267
保管事業総利益	41,904	52,599
(11)加工事業収益	34,786	31,807
(12)加工事業費用	27,096	25,412
加工事業総利益	7,689	6,395

科 目	平成 30 年度	令和元年度
(13)利用事業収益	155,963	173,363
(14)利用事業費用	138,180	147,402
利用事業総利益	17,782	25,961
(15)宅地等供給事業収益	85,510	33,711
(16)宅地等供給事業費用	61,278	22,900
宅地等供給事業総利益	24,231	10,810
(17)福祉事業収益	21,302	21,305
(18)福祉事業費用	10,438	9,993
福祉事業総利益	10,863	11,311
(19)介護事業収益	205,894	208,943
(20)介護事業費用	144,264	149,597
介護事業総利益	61,629	59,345
(21)農業経営事業収益	5,422	5,281
(22)農業経営事業費用	4,295	5,180
農業経営事業総利益	1,126	100
(23)指導事業収入	25,660	25,566
(24)指導事業支出	58,555	52,607
指導事業収支差額	▲32,894	▲27,041
2 事業管理費	2,990,611	2,788,515
(1)人件費	2,205,566	2,048,684
(2)業務費	298,107	296,895
(3)諸税負担金	80,266	83,043
(4)施設費	374,967	350,619
(5)その他事業管理費	31,703	9,272
事業利益	470,013	444,115
3 事業外収益	148,958	179,200
(1)受取雑利息	520	404
(2)受取出資配当金	72,827	72,820
(3)賃貸料	6,393	6,266
(4)償却債権取立益	124	330
(5)Aコープ賃貸料	51,630	48,915
(6)燃料事業賃貸料	—	36,934
(7)雑収入	17,463	13,529
4 事業外費用	55,147	90,236
(1)支払雑利息	1,198	1,026
(2)貸倒引当金繰入額	—	0
(3)貸倒引当金戻入益	▲118	—
(4)寄附金	1,456	1,293
(5)Aコープ運営費	51,630	48,915
(6)燃料事業賃貸料	—	35,701
(7)雑損失	980	3,298
経常利益	563,825	533,078
5 特別利益	41,048	177
(1)固定資産処分益	—	—
(2)一般補助金	354	177
(3)台風被害保険収入	40,694	—
6 特別損失	692,090	44,035
(1)固定資産処分損	19,167	38,240
(2)固定資産圧縮損	354	—
(3)減損損失	276,064	5,795
(4)特例業務負担金引当金繰入	342,959	—
(5)台風被害特別損失	53,545	—
税引前当期純利益	▲87,216	489,220
7 法人税、住民税及び事業税	85,627	82,391
8 法人税等調整額	▲148,357	45,668
法人税等合計	▲62,730	128,059
当期剰余金	▲24,486	361,160
前期繰越剰余金	190,024	134,566
当期末処分剰余金	165,537	495,727

●キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	平成 30 年度	令和元年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（税金等調整前当期利益）	▲87,216	489,220
減価償却費	162,294	123,131
減損損失	276,064	5,795
貸倒引当金の増減額	▲107,959	15,509
外部出資等損失引当金の増減額	—	—
賞与引当金の増減額	▲1,960	▲11,956
退職給付引当金の増減額	▲146,421	▲46,376
役員退職慰労引当金の増減額	▲3,570	▲2,910
特例業務負担金引当金の増減額	342,959	▲18,684
信用事業資金運用収益	▲1,690,870	▲1,684,066
信用事業資金調達費用	180,148	171,070
共済貸付金利息	▲742	—
共済借入金利息	742	—
受取雑利息及び受取出資配当金	▲73,347	▲73,224
支払雑利息	1,198	1,026
為替差損益	—	—
有価証券関係損益	▲105,290	▲40,892
金銭の信託の運用損益	—	—
買入金銭債権関係損益	—	—
固定資産売却損益	19,167	38,240
固定資産圧縮損	—	—
その他の損益	44,965	68,887
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	730,744	▲286,051
預金の純増減	▲3,300,000	▲5,000,000
貯金の純増減	5,352,402	6,137,878
信用事業借入金の純増減	▲6,132	▲2,029
その他の信用事業資産の純増減	▲5,502	▲81,467
その他の信用事業負債の純増減	182,217	460,722
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	81,653	350
共済借入金の純増減	▲81,653	▲350
共済資金の純増減	248,321	▲198,361
未経過共済付加収入の純増減	▲2,614	4,207
その他の共済事業資産の純増減	3,217	▲4,209
その他の共済事業負債の純増減	▲809	1,219
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	▲5,017	93,816
経済受託債権の純増減	12,739	▲83,742
棚卸資産の純増減	55,995	94,380
支払手形及び経済事業未払金の純増減	2,264	▲89,580
経済受託債務の純増減	▲99,147	▲8,483
その他の経済事業資産の純増減	—	—
その他の経済事業負債の純増減	—	—
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	19,210	▲208,302
その他の負債の純増減	3,410	▲27,927

科 目	平成 30 年度	令和元年度
消費税等未収還付金の純増減	—	—
未払消費税等の純増減	▲15,194	▲232
信用事業資金運用による収入	1,630,409	1,690,291
信用事業資金調達による支出	▲218,470	▲121,292
共済貸付金利息による収入	1,546	7
共済借入金利息による支出	▲1,546	▲7
事業の利用分量に対する配当金の支払額	—	—
剰余金処分による役員賞与の支払額	—	—
少数株主分の剰余金処分による役員賞与の支払額	—	—
小 計	3,398,203	1,405,607
雑利息及び出資配当金の受取額	73,350	73,235
雑利息の支払額	▲1,265	▲1,086
法人税等の支払額	▲39,064	▲72,939
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,431,224	1,404,816
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲10,746,892	▲10,013,049
有価証券の売却による収入	8,493,376	8,250,611
有価証券の償還による収入	736,029	798,976
金銭の信託の増加による支出	▲603,134	▲366,756
金銭の信託の減少による収入	1,679	21,971
買入金銭債権の増加による支出	—	—
買入金銭債権の減少による収入	—	—
補助金の受入れによる収入	354	—
固定資産の取得による支出	▲127,851	▲270,080
固定資産の処分による収入	▲11,883	▲36,544
リース資産の取得による支出	▲10,867	—
リース資産の処分による収入	—	—
外部出資による支出	▲2,268,000	—
外部出資の売却等による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲4,537,188	▲1,614,871
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
設備借入金の返済による支出	▲24,130	▲24,130
リース債務の増加による収入	11,737	—
リース債務の返済による支出	▲586	▲2,347
出資の増額による収入	251,705	320,050
出資の払戻しによる支出	▲61,640	▲43,205
回転出資金の受入による収入	—	—
回転出資金の払戻しによる支出	—	—
持分の取得による支出	▲4,385	▲6,855
持分の譲渡による収入	4,815	4,385
出資配当金の支払額	▲29,631	▲30,971
少数株主への配当金支払額	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	147,883	216,925
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	▲958,080	6,871
6 現金及び現金同等物の期首残高	3,490,086	2,532,006
7 合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	—
8 現金及び現金同等物の期末残高	2,532,006	2,538,878

●注記表等

<平成 30 年度>

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - ②時価のないもの・・・移動平均法による原価法

2. 金銭信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記 1 の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) 宅地等・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (4) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）での定額法により償却しています。
- (3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

なお、10,000 千円以下の破綻懸念先に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

（追加情報）

従来、実質破綻先及び破綻懸念先以外の債権に係る貸倒引当金については、過去の貸倒実績率を補正する方法として、租税特別措置法施行令に基づく法定繰入率を適用していましたが、「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」の改正（平成 29 年 4 月 21 日）を受け、当事業年度より過去の貸倒実績率に基づき補正した方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度末における信用事業資産の貸倒引当金が 96,291 千円、共済事業資産の貸倒引当金が 273 千円、経済事業資産の貸倒引当金が 2,713 千円及び雑資産の貸倒引当金が 118 千円減少し、当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益が 99,396 千円増加しています。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

(追加情報)

従来、特例業務負担金については、将来見込額を注記する方法によっておりましたが、財務内容を健全化するため、当年度より特例業務負担金引当金として負債に計上する方法に変更しております。これにより従来の方法によった場合と比較して、税引前当期利益が 342,959 千円減少しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

II 会計方針の変更に関する注記

1. 棚卸資産の評価方法

肥料・農薬・農機部品等一部の評価方法は従来、売価還元法によっていましたが、システム更改に伴うデータ整備により、品目別の数量管理が可能となったため当事業年度から総平均法に変更しています。

なお、この変更による影響は軽微です。

2. 追加情報

信連預金奨励金にかかる会計処理の変更

信連預金奨励金について、従来は3月分を未収計上しておりませんでした。当該奨励金の3月分の未収金額の見積もりが可能となったことから、当該事業年度より未収計上しています。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度末における信用事業資産の未収収益が 69,437 千円増加し、当事業年度の信用事業収益の資金運用収益が同額増加しており、その結果事業利益、経常利益及び税引前当期利益が同額増加しています。

3. 追加情報

販売手数料にかかる会計処理の変更

米の販売にかかる販売手数料について、従来は未収計上しておりませんでした。当該手数料の未収金額の見積もりが可能となったことから、当該事業年度より未収計上しています。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度末における雑資産が 16,738 千円増加し、当該事業年度の販売手数料が同額増加しており、その結果事業利益、経常利益及び税引前当期利益が同額増加しています。

III 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 2,031,328 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧縮額
建 物	1,338,411
構 築 物	5,066
機 械 装 置	537,592
工 具 器 具 備 品	354
土 地	149,905

2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、定期預金 5,500,000 千円を担保に供しています。

3. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、延滞債権額は263,555千円です。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,469千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は286,025千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 損益計算書に関する注記

1. 減損会計に関する事項

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

なお、農協改革の進展を契機に、より厳格な収支管理を行うため共用資産の範囲の見直しを行ったことに伴い、従来共用資産としてグルーピングしていた資産の一部について、当期よりグルーピングの方法を変更しております。この結果、支店、共用施設について事業利益の継続的なマイナスが認められたため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。

(2) 減損損失を認識した資産グループ、その用途、種類、場所等の概要

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
粥 見 支 店	営業用店舗	建物、構築物、機械装置、車輛運搬具、 工具器具備品、無形固定資産	
い いた か 支 店	営業用店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具備品、土地	
飯 南 農 機 セ ン タ ー	営業用店舗	建物、工具器具備品	
飯南営農振興センター	営業用店舗	建物、構築物、工具器具備品	
粥 見 茶 工 場	営業用店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具備品、土地	
加 波 茶 工 場	営業用店舗	建物、構築物、機械装置	
飯 高 ラ イ ス セ ン タ ー	営業用店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具備品	
粥 見 育 苗 セ ン タ ー	営業用店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具備品、土地	
黒 部 給 油 所	遊休	建物、構築物、機械装置、工具器具備品	
上 川 町	遊休	土地	業務外固定資産
飯 南 町 粥 見	遊休	土地	業務外固定資産

(3) 減損損失の認識に至った経緯

粥見支店、いいたか支店、飯南農機センター、飯南営農振興センター、粥見茶工場、加波茶工場、飯高ライスセンター、粥見育苗センターについては共用資産グループ全体での割引前キャッシュ・フローによる減損の判定が赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しています。

また、業務外固定資産については土地の時価が著しく減少しており、減損の兆候に該当しています。

このうち、黒部給油所の資産は営業用資産として使用しておりますが、事業移管により使用範囲が変更され資産の更新が決定しているため、遊休資産として現在の帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。

さらに、上川町、飯南町粥見の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しています。

(4) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	合計額	内訳金額
粥 見 支 店	59,115 千円	建物 57,023 千円、構築物 777 千円、機械装置 183 千円、 車輛運搬具 0 千円、工具器具備品 1,121 千円、 無形固定資産 9 千円
いいたか支店	48,328 千円	土地 5,415 千円、建物 35,372 千円、構築物 7,346 千円、 機械装置 0 千円、工具器具備品 193 千円
飯南農機センター	564 千円	建物 564 千円、工具器具備品 0 千円、
飯南営農振興センター	8,186 千円	建物 8,183 千円、構築物 3 千円、工具器具備品 0 千円
粥 見 茶 工 場	50,765 千円	土地 19,436 千円、建物 10,224 千円、構築物 907 千円、 機械装置 20,196 千円、工具器具備品 0 千円
加 波 茶 工 場	339 千円	建物 339 千円、構築物 0 千円、機械装置 0 千円
飯高ライスセンター	33,556 千円	建物 24,497 千円、構築物 429 千円、機械装置 8,628 千円、 工具器具備品 0 千円
粥見育苗センター	21,562 千円	土地 15,421 千円、建物 3,251 千円、構築物 1,070 千円、 機械装置 1,610 千円、工具器具備品 208 千円
黒 部 給 油 所	52,767 千円	建物 50,205 千円、構築物 2,449 千円、機械装置 0 千円、 工具器具備品 112 千円
上 川 町	313 千円	土地 313 千円
飯 南 町 粥 見	565 千円	土地 565 千円
合 計	276,064 千円	土地 41,152 千円、建物 189,663 千円、構築物 12,983 千円 機械装置 30,619 千円、車輛運搬具 0 千円、 工具器具備品 1,635 千円、無形固定資産 9 千円

(5) 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算出方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

粥見支店、いいたか支店、飯南農機センター、飯南営農振興センター、粥見茶工場、加波茶工場、飯高ライスセンター、粥見育苗センターの固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は 6.8% です。

上川町、飯南町粥見の土地の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

2. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切り下げ額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切り下げにより、3,183 千円の棚卸評価損が含まれています。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM 等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,223,534千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	128,512,885	128,699,078	186,193
有価証券	27,678,487	27,676,963	▲1,524
満期保有目的の債券	547,400	545,875	▲1,524
その他有価証券	27,131,087	27,131,087	—
貸出金 (*1)	29,014,192	—	—
貸倒引当金 (*2)	37,369	—	—
貸倒引当金控除後	28,976,822	30,091,967	1,115,144
資産計	185,168,195	186,468,009	1,299,813
貯 金	185,728,143	185,896,374	168,230
負債計	185,728,143	185,896,374	168,230

(*1)貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金 28,104 千円を含めています。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	6,540,244
合 計	6,540,244

(*1) 外部出資については時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	126,443,583	—	—	—	—	2,000,000
有価証券	930,884	1,238,034	1,062,671	242,277	935,437	21,120,958
満期保有目的の債券	5,260	105,260	5,260	5,260	5,260	421,100
_{その他有価証券のうち 満期があるもの(*1)}	925,624	1,132,774	1,057,411	237,017	930,177	20,699,858
貸出金(*2、3)	3,374,647	2,502,403	2,366,076	1,265,696	1,235,922	18,172,922
合計	130,749,115	3,740,438	3,428,748	1,507,973	2,171,360	41,293,881

(*1) その他有価証券のうち、永久債については「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越 428,797 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 68,418 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	138,029,823	19,960,684	26,569,292	678,936	489,405	—
合計	138,029,823	19,960,684	26,569,292	678,936	489,405	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	評価差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地 方 債	47,400	47,447	47
	社 債	100,000	100,720	720
	小 計	147,400	148,167	767
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	社 債	400,000	397,708	▲2,292
	小 計	400,000	397,708	▲2,292
合 計		547,400	545,875	▲1,524

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が 取得価格又は償却 原価を超えるもの	国債	4,073,153	4,611,030	537,876
	地方債	4,496,212	5,054,749	558,536
	政府保証債	399,953	426,440	26,486
	社債	12,694,618	13,130,035	435,417
	株式	290,730	414,482	123,752
	受益証券	1,314,927	1,667,294	352,367
	投資証券	267,024	327,433	60,408
	小計	23,536,620	25,631,466	2,094,845
貸借対照表計上額が 取得価格又は償却 原価を超えないもの	社債	400,000	398,800	▲1,200
	株式	444,153	384,923	▲59,230
	受益証券	741,282	697,074	▲44,207
	投資証券	19,664	18,823	▲840
	小計	1,605,100	1,499,621	▲105,478
合計		25,141,720	27,131,087	1,989,367

なお、上記評価差額から繰延税金負債 541,704 千円を差し引いた額 1,447,662 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	4,297,847	22,727	5,672
地方債	700,340	340	—
政府保証債	100,979	984	—
社債	1,113,795	13,611	—
株式	1,474,963	63,460	49,169
受益証券	787,420	67,246	551
投資証券	22,228	502	—
合計	8,497,573	168,874	55,393

3. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	1,104,334	1,101,455	2,879
合計	1,104,334	1,101,455	2,879

なお、上記差額から繰延税金負債 783 千円を差し引いた額 2,095 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

Ⅶ 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会並びに三菱 UFJ 信託銀行との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1)期首における退職給付債務	2,436,982
(2)勤務費用	114,034
(3)利息費用	24,516
(4)数理計算上の差異の発生額	39,910
(5)退職給付の支払額	▲299,881
(6)期末における退職給付債務 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)	2,315,562

2. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1)期首における年金資産	1,363,280
(2)期待運用収益	23,173
(3)数理計算上の差異の発生額	▲6,237
(4)年金資産への拠出金	93,540
(5)退職給付の支払額	▲122,871
(6)期末における年金資産 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,350,886

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

(1)退職給付債務	2,315,562
(2)年金資産	▲1,350,886
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	964,676
(4)未認識数理計算上の差異	▲9,562
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	955,113
(6)退職給付引当金 = (5)	955,113

4. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

(1)勤務費用	114,034
(2)利息費用	24,516
(3)期待運用収益	▲23,173
(4)数理計算上の差異の費用処理額	8,752
(5)合計 (1)+(2)+(3)+(4)	124,129

5. 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)

(1)一般勘定	663,879
(2)合計	663,879

三菱 UFJ 信託銀行

(単位：千円)

(1)債券	132,497
(2)株式	160,712
(3)現金及び預金	8,953
(4)合計 (1)+(2)+(3)	302,162

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)

(1)債券	265,542
(2)年金保険投資	88,514
(3)現金及び預金	15,393
(4)その他	15,393
(5)合計 (1)+(2)+(3)+(4)	384,844

6. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1)割引率	1.01%
(2)長期期待運用収益率	1.70%

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産(A)	531,271
退職給付引当金	260,077
減損損失（減価償却資産）	104,939
未払事業税	4,171
賞与引当金	28,301
賞与引当金に係る未払社会保険料	4,732
特例業務負担金引当金	93,387
貸出金未収利息	1,133
貸倒損失	34,852
役員退職慰労引当金	3,495
棚卸資産（収益性低下分）	866
減損損失（土地）	41,221
資産除去債務	15,485
中央会賦課金	5,719
弼見土地簿価下げ（H15）	8,939
減損損失（黒部 SS）	14,368
未払賞与	12,077
評価性引当額	▲102,500
繰延税金負債(B)	▲543,471
全農外部出資（みなし配当）	▲927
資産除去債務（固定資産増加額）	▲55
その他有価証券評価差額金	▲542,488
繰延税金資産の純額(A)+(B)	▲12,200

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

当期は、税引前当期損失計上のため記載を省略しています。

(追加情報)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）等を当事業年度から適用しています。

IX 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の概要

当組合では、松阪市その他の地域において、賃貸不動産を所有しています。平成 31 年 3 月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は 2,552 千円（賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は諸税負担金、施設費に計上）です。また、松阪市その他の地域において遊休不動産を所有しています。

2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸不動産	349,606	▲26,819	322,786	544,664
遊休不動産	89,412	10,417	99,829	169,005
合計	439,018	▲16,402	422,616	713,670

(注 1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注 2) 当期増減額のうち、主な増加額は不動産の用途変更（14,792 千円）であります。

(注 3) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

XI キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	129,332,006	千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	126,800,000	千円
現金及び現金同等物	2,532,006	千円

<令和元年度>

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・期末日の市場時価等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - ②時価のないもの・・・移動平均法による原価法

2. 金銭信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 宅地等・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び建築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）での定額法により償却しています。
- (3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込を控除した残額との差額を引当てています。

なお、10,000千円以下の破綻懸念先に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

II 表示方法の変更に関する注記

1. 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

III 会計上の見積りの変更に関する注記

1. 特例業務負担金引当金

従来、農林漁業団体職員共済組合より示された特例業務負担金の将来見込額を引当金計上していましたが、当事業年度において農林年金改正法を契機として、標準報酬月額等に基づき見積もるよう計算方法を変更しました。この変更により、従来の方と比べて、当事業年度の事業管理費が8,399千円増加し、事業利益、経常利益、税引前当期利益が同額減少しています。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,031,328千円であり、その内訳は、次のとおりです。
(単位：千円)

種 類	圧縮額
建 物	1,338,411
構 築 物	5,066
機 械 装 置	537,592
工具器具備品	354
土 地	149,905

2. 担保に供している資産

為替決済の取引の担保として、定期預金5,500,000千円を担保に供しています。

3. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、延滞債権額は357,551千円です。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,526千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は371,077千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 損益計算書に関する注記

1. 減損会計に関する事項

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベータ、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

(2) 減損損失を認識した資産グループ、その用途、種類、場所等の概要

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
ふれあいの里つじわら	営業用店舗	工具器具備品、土地、無形固定資産	
粥 見 支 店	営業用店舗	建物、構築物、機械装置、工具器具備品、土地	
飯南営農振興センター	営業用店舗	建物	
粥 見 茶 工 場	営業用店舗	土地	
上 川 町	遊 休	土地	業務外固定資産
飯 南 町 粥 見	遊 休	土地	業務外固定資産

(3) 減損損失の認識に至った経緯

粥見支店、飯南営農振興センター、粥見茶工場については、共用資産グループ全体での割引前キャッシュ・フローによる減損の判定が赤字であり、一般資産である、ふれあいの里つじわらについては、土地の下落率が50%以上であることで減損の兆候ありと判定され割引前キャッシュ・フローによる判定でも赤字であり、どちらも短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しています。

また、業務外固定資産については、遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(4) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	合計額	内訳金額
ふれあいの里つじわら	707 千円	工具器具備品 24 千円、土地 652 千円、無形固定資産 31 千円
粥 見 支 店	185 千円	建物 117 千円、構築物 0 千円、機械装置 9 千円、 工具器具備品 32 千円、土地 25 千円
飯南営農振興センター	1,441 千円	建物 1,441 千円
粥 見 茶 工 場	2,759 千円	土地 2,759 千円
上 川 町	415 千円	土地 415 千円
飯 南 町 粥 見	286 千円	土地 286 千円
合 計	5,795 千円	建物 1,558 千円、構築物 0 千円、機械装置 9 千円、 工具器具備品 56 千円、土地 4,138 千円、無形固定資産 31 千円

(5) 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算出方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

2. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、4,207 千円の棚卸評価損が含まれています。

3. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

(追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM 等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.0% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 3,330,552 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	133,511,730	133,516,933	5,203
有価証券	28,074,231	27,998,923	▲75,307
満期保有目的の債券	742,140	666,832	▲75,307
其他有価証券	27,332,091	27,332,091	—
貸出金 (*1)	29,298,008	—	—
貸倒引当金 (*2)	34,150	—	—
貸倒引当金控除後	29,263,858	30,242,908	979,049
資産計	190,849,819	191,758,764	908,945
貯 金	191,866,022	192,016,691	150,668
負債計	191,866,022	192,016,691	150,668

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金 25,869 千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	6,540,234
合 計	6,540,234

(*1) 外部出資については時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	133,511,730	—	—	—	—	—
有価証券	525,728	1,045,882	230,206	792,916	776,434	24,141,501
満期保有目的の債券	105,260	5,260	5,260	5,260	5,260	615,840
その他有価証券のうち満期があるもの(*1)	420,468	1,040,622	224,946	787,656	771,174	23,525,661
貸出金(*2、3)	3,293,225	2,603,556	1,475,160	1,389,438	1,768,171	18,671,508
合 計	137,330,684	3,649,438	1,705,366	2,182,354	2,544,605	42,813,009

(*1) その他有価証券のうち、永久債については「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越 393,824 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 71,080 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	152,341,284	25,083,415	13,528,690	464,243	448,388	—
合 計	152,341,284	25,083,415	13,528,690	464,243	448,388	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	評価差額
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	地 方 債	42,140	41,297	▲842
	社 債	700,000	625,535	▲74,465
	小 計	742,140	666,832	▲75,307
合 計		742,140	666,832	▲75,307

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上額が 取得価格又は償却 原価を超えるもの	国債	4,048,331	4,504,190	455,858
	地方債	4,289,599	4,780,294	490,694
	政府保証債	99,986	119,460	19,473
	社債	8,784,949	9,049,308	264,358
	株式	206,673	323,898	117,224
	受益証券	964,089	1,238,836	274,747
	投資証券	192,098	224,636	32,537
	小計	18,585,730	20,240,625	1,654,894
貸借対照表計上額が 取得価格又は取得 原価を超えないもの	国債	502,197	499,050	▲3,147
	社債	4,699,692	4,577,230	▲122,462
	株式	409,175	349,936	▲59,239
	受益証券	1,537,738	1,467,884	▲69,853
	投資証券	216,799	197,364	▲19,434
	小計	7,365,603	7,091,466	▲274,137
合計		25,951,333	27,332,091	1,380,757

なお、上記評価差額から繰延税金負債 375,980 千円を差し引いた額 1,004,777 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	3,096,485	16,993	—
地方債	204,309	4,314	—
政府保証債	301,273	1,304	—
社債	2,716,862	16,862	—
株式	1,233,810	54,539	67,875
受益証券	657,432	31,811	3,171
投資証券	42,163	1,552	—
合計	8,252,335	127,377	71,046

3. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	1,288,659	1,276,240	12,419
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	169,739	170,000	▲260
合計	1,458,398	1,226,240	12,159

なお、上記差額から繰延税金負債 3,310 千円を差し引いた額 8,847 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VIII 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会、三菱UFJ銀行との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1)期首における退職給付債務	2,315,562
(2)勤務費用	117,123
(3)利息費用	23,294
(4)数理計算上の差異の発生額	91,893
(5)退職給付の支払額	▲228,259
(6)期末における退職給付債務 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)	2,319,614

2. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1)期首における年金資産	1,350,886
(2)期待運用収益	17,676
(3)数理計算上の差異の発生額	▲25,288
(4)年金資産への拠出金	89,146
(5)退職給付の支払額	▲115,257
(6)期末における年金資産 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,317,163

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

(1)退職給付債務	2,319,614
(2)年金資産	▲1,317,163
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	1,002,450
(4)未認識数理計算上の差異	▲93,713
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	908,737
(6)退職給付引当金 = (5)	908,737

4. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

(1)勤務費用	117,123
(2)利息費用	23,294
(3)期待運用収益	▲17,676
(4)数理計算上の差異の費用処理額	33,030
(5)合計 (1)+(2)+(3)+(4)	155,772

5. 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)

(1)一般勘定	645,949
(2)合計	645,949

三菱UFJ信託銀行

(単位：千円)

(1)債券	120,529
(2)株式	144,144
(3)現金及び預金	8,796
(4)合計 (1)+(2)+(3)	273,470

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)

(1)債券	262,511
(2)年金保険投資	99,435
(3)現金及び預金	15,909
(4)その他	19,887
(5)合計 (1)+(2)+(3)+(4)	397,743

6. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7. 割引き率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1)割引率	1.01%
(2)長期期待運用収益率	1.31%

IX 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産(A)	485,588
退職給付引当金	247,449
賞与引当金	25,045
賞与引当に係る未払社会保険料	4,199
特例業務負担金引当金	88,300
貸出金未収利息	1,178
貸倒損失	34,763
役員退職慰労引当金	2,703
棚卸資産（収益性低二分）	1,145
未払事業税	5,069
減損損失（土地）	42,348
減損損失（減価償却資産）	96,118
資産除去債務	15,502
中央会賦課金	5,332
粥見土地簿価下げ（H15）	8,939
未払賞与	11,229
管理経費改良コスト	139
評価性引当額	▲103,877
繰延税金負債(B)	▲380,259
全農外部出資（みなし配当）	▲927
資産除去債務（固定資産増加額）	▲40
その他有価証券評価差額金	▲379,291
繰延税金資産の純額(A)+(B)	▲105,329

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

(単位：%)

法定実効税率	27.23	
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.04
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.39
	住民税均等割等	0.36
	評価性引当額の増減	0.28
	法人税額の特別控除	▲0.37
	前期未払法人税等計上不足	0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.18	

X 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の概要

当組合では、松阪市その他の地域において、賃貸不動産を所有しています。令和2年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は1,707千円（賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は諸税負担金、施設費に計上）です。

また、松阪市その他の地域において遊休不動産を所有しています。

2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸不動産	322,786	306,374	629,161	847,965
遊休不動産	99,829	4,585	104,415	176,243
合計	422,616	310,960	733,576	1,024,209

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期増減額のうち、主な増加額は不動産の用途変更(325,101千円)です。

(注3) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

XI キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	134,338,878	千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	131,800,000	千円
現金及び現金同等物	2,538,878	千円

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

	30年度	元年度
1. 当期末処分剰余金	165,537	495,727
2. 剰余金処分数額	30,971	291,447
(1)利益準備金	—	75,000
(2)任意積立金	—	180,000
(経営安定対策積立金)	(—)	(180,000)
(3)出資配当金(年率)	30,971 (2.0%)	36,447 (2.0%)
3. 次期繰越剰余金	134,566	204,279

(注1) 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額が含まれております。

平成30年度 20,000千円 令和元年度 20,000千円

(注2) 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額等は次のとおりです。

種 類	積立目的及び取崩基準	積立目標額及び基準
経営安定対策積立金	<p>・新たな会計基準(税効果会計、時価会計、退職給付会計及び減損会計等)の適用、資産の償却及び有価証券の価格下落等による負担の増加に対応し、組合経営の安定及び健全な発展を図ることを目的とする。</p> <p>目標額に達しない場合であっても、次の事象が生じた場合に経営管理委員会の議決により必要と認めた額を取り崩す。</p> <p>①新たな会計基準等への対応等により、多額の損失が生じた場合</p> <p>②債権等資産の償却及び固定資産の減損処理により、多額の損失が生じた場合</p> <p>③有価証券の運用により多額の損失が生じた場合</p> <p>④繰延税金資産の取り崩しにより、多額の損失が生じた場合</p>	<p>積立目標額は、20億円を限度とする。</p>

●部門別損益計算書（平成30年度）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	8,336,812	1,941,975	814,910	2,200,347	3,371,320	8,258	
事業費用 ②	4,876,186	282,891	38,946	1,778,633	2,743,189	32,524	
事業総利益③（①－②）	3,460,625	1,659,083	775,963	421,713	628,131	▲24,266	
事業管理費 ④ （うち人件費 ⑤） （うち減価償却費⑥）	2,990,611 (2,205,566) (162,294)	991,744 (638,375) (28,899)	564,467 (469,808) (14,163)	610,064 (468,221) (51,887)	706,299 (530,008) (63,175)	118,035 (99,152) (4,167)	
うち共通管理費 ⑦ （うち人件費 ⑧） （うち減価償却費⑨）		165,244 (131,577) (4,574)	56,137 (44,699) (1,553)	49,345 (39,280) (1,367)	68,227 (54,326) (1,888)	8,720 (6,943) (241)	▲347,676 (▲275,826) (▲9,626)
事業利益 ⑩（③－④）	470,013	667,339	211,496	▲188,351	▲78,167	▲142,301	
事業外収益 ⑪ うち共通分 ⑫	148,958	61,337 46,861	30,139 15,917	21,828 14,026	27,665 19,343	7,987 2,471	▲98,620
事業外費用 ⑬ うち共通分 ⑭	55,147	25,572 25,268	8,764 8,582	8,652 7,575	10,825 10,428	1,331 1,331	▲53,186
経常利益 ⑮（⑩＋⑪－⑬）	563,825	703,103	232,871	▲175,175	▲61,327	▲135,646	
特別利益 ⑯ うち共通分 ⑰	41,048	19,333 19,333	6,566 6,566	6,150 5,796	7,978 7,978	1,019 1,019	▲40,694
特別損失 ⑱ うち共通分 ⑲	692,090	224,104 126,315	109,153 42,905	141,265 37,840	191,510 52,135	26,056 6,660	▲265,857
税引前当期利益 ⑳ （⑮＋⑯－⑱）	▲87,216	498,332	130,284	▲310,290	▲244,859	▲160,683	
営農指導事業分配賦額 ㉑		58,649	37,921	28,762	35,350	▲160,683	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒ （㉑－㉑）	▲87,216	439,682	92,363	▲339,052	▲280,210		

（注1）共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- ① 共通管理費等（人頭割＋人件費・減価償却費を除いた事業管理費割＋事業利益割）の平均により配賦
- ① 営農指導事業（均等割＋事業総利益割）の平均により配賦

（注2）配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	47.7%	16.1%	14.1%	19.6%	2.5%	100.0%
営農指導事業	36.5%	23.6%	17.9%	22.0%		100.0%

（注3）部門別の資産

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	199,543,439	192,915,137	1,249,416	2,332,549	1,472,175	105,798	1,468,362
総資産（共通資産配分後） （うち固定資産）	199,543,439 (3,868,406)	193,613,025 (757,584)	1,486,504 (313,654)	2,540,953 (1,427,903)	1,760,326 (1,254,374)	142,629 (114,889)	

※共通資産の他部門への配賦基準

（人頭割＋人件費・減価償却費を除いた事業管理費割＋事業利益割）の平均により配賦

●部門別損益計算書（令和元年度）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	6,659,924	2,098,173	775,027	2,402,154	1,376,726	7,842	
事業費用 ②	3,427,293	361,419	37,465	1,994,983	1,006,437	26,987	
事業総利益③（①－②）	3,232,630	1,736,753	737,561	407,170	370,289	▲19,144	
事業管理費 ④ （うち人件費 ⑤） （うち減価償却費⑥）	2,788,515 (2,048,684) (123,131)	980,214 (646,551) (24,052)	575,711 (477,855) (12,444)	603,370 (450,150) (40,801)	521,997 (381,656) (42,625)	107,221 (92,469) (3,208)	
うち共通管理費 ⑦ （うち人件費 ⑧） （うち減価償却費⑨）		197,181 (154,236) (5,140)	69,455 (54,328) (1,810)	65,330 (51,082) (1,705)	63,417 (49,606) (1,652)	7,814 (6,112) (203)	▲403,199 (▲315,365) (▲10,511)
事業利益 ⑩（③－④）	444,115	756,538	161,850	▲196,199	▲151,707	▲126,366	
事業外収益 ⑪ うち共通分 ⑫	179,200	68,810	37,446	32,873	34,361	5,708	
うち共通分 ⑫		52,130	18,358	17,318	16,760	2,065	▲106,632
事業外費用 ⑬ うち共通分 ⑭	90,236	42,905	15,218	15,144	15,277	1,690	
うち共通分 ⑭		42,686	15,032	14,185	13,723	1,690	▲87,319
経常利益 ⑮（⑩＋⑪－⑬）	533,078	782,443	184,078	▲178,470	▲132,623	▲122,348	
特別利益 ⑯ うち共通分 ⑰	177	86	30	28	27	3	
うち共通分 ⑰		86	30	28	27	3	▲177
特別損失 ⑱ うち共通分 ⑲	44,035	19,667	6,934	10,331	6,323	778	
うち共通分 ⑲		19,656	6,922	6,532	6,319	778	▲40,208
税引前当期利益 ⑳ （⑮＋⑯－⑱）	489,220	762,862	177,174	▲188,773	▲138,919	▲123,123	
営農指導事業分配賦額 ㉑		48,510	29,303	23,024	22,285	▲123,123	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒ （㉑－㉑）	489,220	714,352	147,870	▲211,797	▲161,204		

（注 1） 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- ① 共通管理費等（人頭割＋人件費・減価償却費を除いた事業管理費割＋事業利益割）の平均により配賦
- ① 営農指導事業（均等割＋事業総利益割）の平均により配賦

（注 2） 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	49.0%	17.2%	16.2%	15.7%	1.9%	100.0%
営農指導事業	39.4%	23.8%	18.7%	18.1%		100.0%

（注 3） 部門別の資産

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	205,930,141	199,036,600	1,249,153	2,430,569	1,193,345	104,516	1,915,956
総資産（共通資産配分後） （うち固定資産）	205,930,141 (3,969,065)	199,973,583 (869,183)	1,579,196 (346,232)	2,741,014 (1,455,928)	1,494,699 (1,188,836)	141,648 (108,886)	

※共通資産の他部門への配賦基準

（人頭割＋人件費・減価償却費を除いた事業管理費割＋事業利益割）の平均により配賦

●財務諸表の正確性に係る確認

確 認 書

1. 私は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ① 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ② 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ③ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和2年7月17日

松 阪 農 業 協 同 組 合
代表理事理事長 山本 清巳

●会計監査人の監査

令和元年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

16. 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●最近 5 年間の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
経常収益（事業収益）	3,250	3,133	3,226	3,460	3,232
信用事業収益	1,475	1,345	1,423	1,659	1,736
共済事業収益	761	771	779	775	737
農業関連事業収益	408	397	408	421	407
その他事業収益	624	639	636	628	370
営農指導事業収益	▲19	▲21	▲20	▲24	▲19
経常利益	219	228	322	563	533
当期剰余金	198	130	114	▲24	361
出資金	1,429	1,471	1,529	1,719	1,984
(出資口数)	(285,841)	(294,249)	(305,895)	(343,872)	(396,979)
純資産額	10,102	9,734	10,030	10,254	10,411
総資産額	177,885	186,469	193,681	199,543	205,930
貯金等残高	164,051	173,069	180,375	185,728	191,866
貸出金残高	31,998	31,096	29,716	28,986	29,272
有価証券等残高	26,169	26,925	25,938	27,678	28,074
剰余金配当金額	27	28	29	30	36
出資配当の額	27	28	29	30	36
事業利用分量配当の額	—	—	—	—	—
正職員数	292	304	303	290	281
常雇的臨時雇用者	118	122	110	94	90
単体自己資本比率	13.53	12.59	11.95	10.78	11.24

(注 1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

(注 2) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しております。

17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

●利益総括表

(単位：百万円、%)

	30年度	元年度	増減
資金運用収支	1,503	1,497	▲5
役員取引等収支	29	32	2
その他信用事業収支	125	206	80
信用事業粗利益	1,659	1,736	77
(信用事業粗利益率)	0.90	0.92	0.02
事業粗利益	3,460	3,232	▲227
(事業粗利益率)	1.68	1.52	▲0.16

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	30年度			元年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	185,173	1,683	0.91	188,799	1,668	0.88
うち預金	129,334	927	0.72	134,467	948	0.71
うち有価証券等	24,667	333	1.35	24,889	344	1.39
うち貸出金	31,171	422	1.36	29,442	374	1.27
資金調達勘定	186,180	180	0.10	192,137	171	0.09
うち貯金・定積	185,954	178	0.10	191,864	169	0.09
うち借入金	29	0	1.01	26	0	0.93
うち貸付留保金	196	1	0.57	247	1	0.57
経費率			0.53			0.51
総資金利ざや			0.28			0.28

(注1) 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

(注2) 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金が含まれています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	30年度増減額	元年度増減額
受取利息	35	▲40
うち預金	100	20
うち有価証券等	4	11
うち貸出金	▲67	▲47
支払利息	▲39	▲9
うち貯金	▲38	▲8
うち借入金	▲0	▲0
差引	75	▲5

(注1) 増減額は前年度対比です。

(注2) 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金が含まれています。

●貯金に関する指標

▼科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	30年度		元年度		増減
流動性貯金	47,644	(25.6)	51,553	(26.8)	3,908
定期性貯金	138,239	(74.3)	140,251	(73.1)	2,011
その他の貯金	70	(0.1)	59	(0.1)	▲10
合計	185,954	(100.0)	191,864	(100.0)	5,909

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

(注3) () 内は構成比です。

▼定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	30年度		元年度		増減
定期貯金	133,856	(100.0)	136,843	(100.0)	2,986
うち固定自由金利定期	133,854	(99.9)	136,841	(99.9)	2,986
変動自由金利定期	2	(0.1)	2	(0.1)	0

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

(注3) () 内は構成比です。

●貸出金等に関する指標

▼科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	30年度	元年度	増減
手形貸付	187	222	35
証書貸付	21,288	21,549	261
当座貸越	453	408	▲45
金融機関貸付	9,242	7,262	▲1,980
合計	31,171	29,442	▲1,728

▼貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	30年度		元年度		増減
固定金利貸出	17,905	(57.4)	16,566	(56.2)	▲1,339
変動金利貸出	13,265	(42.6)	12,876	(43.8)	▲389
合計	31,171	(100.0)	29,442	(100.0)	▲1,728

(注) () 内は構成比です。

▼貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	30年度	元年度	増減
貯金等	393	365	▲28
動産	0	0	0
不動産	162	131	▲30
その他担保物	182	141	▲40
計	738	639	▲98
農業信用基金協会保証	6,362	6,863	501
その他保証	13,202	13,112	▲90
計	19,564	19,975	411
信用	8,683	8,656	▲26
合計	28,986	29,272	286

▼貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

	30年度	元年度	増減
農業経営近代化資金	271	443	172
制度資金	27	25	▲2
農業資金	961	1,234	271
うち農業施設資金	529	759	229
うち農業運転資金	432	475	42
事業資金	2,636	2,361	▲274
うち事業施設資金	2,484	2,237	▲247
うち事業運転資金	152	124	▲27
生活資金	15,074	15,381	307
うち住宅関連資金	14,249	14,570	321
うち生活関連資金	825	811	▲13
その他資金	10,013	9,823	▲189
合計	28,986	29,272	286

▼業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	30年度		元年度		増減
農業	2,419	(8.4)	2,665	(9.1)	245
林業	93	(0.3)	85	(0.3)	▲7
水産業	33	(0.1)	30	(0.1)	▲2
製造業	3,131	(10.8)	2,915	(10.0)	▲215
鉱業	87	(0.3)	105	(0.4)	17
建設業	1,349	(4.7)	1,300	(4.4)	▲48
電気・ガス・熱供給・水道業	369	(1.3)	352	(1.2)	▲16
運輸・通信業	1,128	(3.9)	1,058	(3.6)	▲69
卸売・小売業・飲食店	817	(2.8)	812	(2.8)	▲5
金融・保険業	7,216	(24.9)	7,204	(24.6)	▲12
不動産業	714	(2.5)	680	(2.3)	▲33
サービス業	2,757	(9.5)	2,649	(9.1)	▲108
地方公共団体	2,857	(9.8)	2,668	(9.1)	▲188
その他	6,007	(20.7)	6,741	(23.0)	733
合計	28,986	(100.0)	29,272	(100.0)	286

(注) () 内は構成比です。

▼主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	30年度	元年度	増 減
農 業	1,182	1,640	458
穀 作	442	698	256
野菜・園芸	200	210	10
果樹・樹園農業	37	34	▲3
工芸作物	26	21	▲5
養豚・肉牛・酪農	149	282	133
養鶏・養卵	13	12	▲1
その他農業	314	379	65
合 計	1,182	1,640	458

(注 1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

(注 2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

(注 3) 「農業関連団体等」には、JA や全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	30年度	元年度	増 減
プロパー資金	685	969	284
農業制度資金	497	671	174
農業近代化資金	271	443	172
その他制度資金	225	227	2
合 計	1,182	1,640	458

(注 1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます

(注 2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

(注 3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS 資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

●リスク管理債権残高

(単位：百万円)

	30年度	元年度	増減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	263	357	94
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	22	13	▲9
合計	286	371	▲85

- (注 1) 破綻先債権：元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
- (注 2) 延滞債権：未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを以外のものをいいます。
- (注 3) 3ヶ月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、2に掲げるものを除く。）をいいます。
- (注 4) 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取決めを行った貸出金（注1、2、3に掲げるものを除く。）をいいます。

●金融再生法債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保・保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	前年度	84	48	35	84
	当年度	71	44	26	71
危険債権	前年度	179	175	0	176
	当年度	285	280	2	282
要管理債権	前年度	22	22	0	22
	当年度	13	13	0	13
小 計	前年度	286	246	36	283
	当年度	371	338	29	368
正常債権	前年度	28,760			
	当年度	28,952			
合 計	前年度	29,046			
	当年度	29,323			

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当組合は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
2. 危険債権：経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権
3. 要管理債権：3ヶ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権
4. 正常債権：上記以外の債権

●經營諸指標

▼利益率

(単位：%)

種 類	30 年度	元年度	増 減
総資産經常利益率	0.27	0.25	▲0.02
資本經常利益率	6.49	5.98	▲0.51
総資産当期純利益率	▲0.01	0.17	0.18
資本当期純利益率	▲0.28	4.05	4.33

▼貯貸率・貯証率

(単位：%)

種 類	30 年度	元年度	増 減	
貯 貸 率	期 末	15.60	15.26	▲0.34
	期中平均	16.76	15.35	▲1.41
貯 証 率	期 末	15.50	15.39	▲0.11
	期中平均	13.26	12.97	▲0.29

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	30 年度					元年度				
	期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	100	0	—	100	0	0	5	—	0	5
(うち信用事業)	97	0	—	97	0	0	4	—	0	4
(うち共済事業)	0	—	—	0	—	—	—	—	—	—
(うち購買事業)	2	0	—	2	0	0	0	—	0	0
(うち販売事業)	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
個別貸倒引当金	61	52	3	58	52	52	64	—	52	64
(うち信用事業)	42	36	2	39	36	36	29	—	36	29
(うち購買事業)	19	16	0	18	16	16	34	—	16	34
(うち販売事業)	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0
合 計	161	53	3	158	53	53	69	—	53	69

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

	30 年度	元年度
貸出金償却額	0	0

注) 金額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺後の金額です。

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

種 類		30 年度		元年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件 数	29,259	217,940	29,574	221,325
	金 額	27,888,671	41,203,987	29,150,997	41,057,490
代金取立為替	件 数	34	2	15	1
	金 額	44,052	395	13,618	0
雑為替	件 数	3,276	2,983	3,036	2,661
	金 額	563,587	14,310,164	650,741	14,025,216
合 計	件 数	32,569	220,925	32,625	223,987
	金 額	28,496,311	55,514,547	29,815,357	55,082,708

●有価証券に関する指標

▼種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	30年度	元年度	増減
国債	3,623	2,933	▲690
地方債	4,554	4,523	▲31
政府保証債	451	283	▲168
社債	12,591	14,125	1,534
株式	776	577	▲199
その他の証券	2,670	2,447	▲223
合計	24,667	24,889	221

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

▼商品有価証券種類別平均残高

該当はありません。

▼有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超10 年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成30年度								
国債	504	309	—	—	—	3,796	—	4,611
地方債	—	615	—	217	1,605	2,664	—	5,102
政府保証債	100	203	—	—	—	122	—	426
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	303	1,025	719	529	2,465	7,232	1,753	14,028
株式	—	—	—	—	—	—	799	799
その他の証券	—	95	390	465	410	—	1,348	2,710
令和元年度								
国債	101	203	—	—	—	4,697	—	5,003
地方債	100	406	—	544	1,357	2,412	—	4,822
政府保証債	—	—	—	—	—	119	—	119
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	300	607	982	1,270	1,539	8,095	1,531	14,326
株式	—	—	—	—	—	—	673	673
その他の証券	—	—	525	204	979	—	1,419	3,128

●有価証券等の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債権]

(単位：千円)

	種 類	30 年度			元年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	47,400	47,447	47	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	社 債	100,000	100,720	720	—	—	—
	小 計	147,400	148,167	767	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	—	—	—	42,140	41,297	▲842
	社 債	400,000	397,708	▲2,292	700,000	625,535	▲74,465
	小 計	400,000	397,708	▲2,292	742,140	666,832	▲75,307
合 計	547,400	545,875	▲1,524	742,140	666,832	▲75,307	

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	30 年度			元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株 式	414,482	290,730	123,752	323,898	206,673	117,224
	債 券	23,222,255	21,663,938	1,558,317	18,453,253	17,222,868	1,230,384
	国債	4,611,030	4,073,153	537,876	4,504,190	4,048,331	455,858
	地方債	5,054,749	4,496,212	558,536	4,780,294	4,289,599	490,694
	政府保証債	426,440	399,953	26,486	119,460	99,986	19,473
	社債	13,130,035	12,694,618	435,417	9,049,308	8,784,949	264,358
	その他の証券	1,994,728	1,581,951	412,776	1,463,473	1,156,188	307,285
	小 計	25,631,466	23,536,620	2,094,845	20,240,625	18,585,730	1,654,894
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株 式	384,923	444,153	▲59,230	349,936	409,175	▲59,239
	債 券	398,800	400,000	▲1,200	5,076,280	5,201,890	▲125,610
	国債	—	—	—	499,050	502,197	▲3,147
	社債	398,800	400,000	▲1,200	4,577,230	4,699,692	▲122,462
	その他の証券	715,898	760,946	▲45,048	1,665,249	1,754,537	▲89,287
	小 計	1,499,621	1,605,100	▲105,478	7,091,466	7,365,603	▲274,137
合 計	27,131,087	25,141,720	1,989,367	27,332,091	25,951,333	1,380,757	

(2) 金銭の信託の時価情報

[その他の金銭の信託]

(単位：千円)

	30年度					元年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,104,334	1,101,455	2,879	2,879	—	1,458,398	1,446,240	12,158	12,419	▲260

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

● 共済取扱実績

▼ 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	30年度		元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
終身共済	3,355,685	128,112,684	3,539,663	123,144,085
定期生命共済	—	502,500	672,100	1,182,600
養老生命共済	860,190	53,940,426	540,120	44,975,567
うち こども共済	536,700	11,887,855	361,400	11,189,655
医療共済	24,000	4,571,200	—	3,918,650
がん共済	—	255,000	—	243,000
定期医療共済	—	184,800	—	173,300
介護共済	149,194	1,640,889	223,392	1,791,938
年金共済	—	302,000	—	264,000
建物更正共済	39,988,850	211,598,497	32,646,970	212,271,144
合 計	44,383,919	401,107,998	37,622,245	387,964,285

(注1) 保有高は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付金、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

(注2) こども共済は、養老生命共済の内書を表示しております。

▼ 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	30年度		元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	2,339	47,738	2,322	47,847
がん共済	564	8,294	790	8,859
定期医療共済	—	743	—	708
合 計	2,903	56,776	3,112	57,415

(注1) 金額は、入院共済金額を表示しています。

▼介護共済の介護共済金額、生活障害共済の生活障害共済金額および生活障害年金年額保有高
(単位：千円)

	30年度		元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	177,283	2,350,506	260,514	2,495,181
生活障害共済（一時金型）	741,000	736,000	490,500	1,184,500
生活障害共済（定期年金型）	23,200	23,200	17,220	40,420

(注1) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額を表示しています。

▼年金共済の年金保有高

(単位：千円)

	30年度		元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	430,678	2,498,779	649,792	3,021,763
年金開始後	—	605,216	—	612,436
合計	430,678	3,103,995	649,792	3,634,200

(注1) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）を表示しています。

▼短期共済新契約高

(単位：千円)

種類	30年度	元年度
火災共済	23,602	21,553
自動車共済	535,307	539,384
傷害共済	1,552	1,449
団体定期生命共済	1,472	1,347
定額定期生命共済	—	—
賠償責任共済	407	407
自賠責共済	97,500	93,041
合計	659,842	657,183

(注) 金額は、共済掛金額を表示しております。

●購買事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類		30 年度		元年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生 産 資 材	肥 料	350,878	46,418	366,569	48,538
	飼 料	64,882	2,304	69,002	2,390
	農業機械	837,468	120,071	868,566	128,307
	農 薬	212,318	18,636	216,482	20,981
	包装資材	46,661	6,896	49,071	9,815
	その他	184,304	35,901	326,658	37,601
小 計		1,696,514	230,227	1,896,350	247,636
生 活 物 資	一般食品	178,187	33,397	141,735	24,363
	衣料品	625	0	291	75
	住 設	197,315	18,895	116,273	10,913
	日用保健雑貨	64,611	9,104	57,906	8,064
	石油類	1,297,236	119,970	178,413	34,841
	自動車	325,185	42,109	—	—
	L P ガス	318,648	152,401	—	—
	その他 (葬祭)	495,979	202,527	478,201	193,929
	その他 (食材)	0	0	—	—
小 計		2,877,791	578,406	972,822	272,187
合 計		4,574,305	808,634	2,869,173	519,823

●販売事業(受託販売)品目別取扱実績

(単位：千円)

種 類		30 年度		元年度	
		取扱高	手数料	取扱高	手数料
米 (種子含)		1,245,249	56,015	1,076,673	34,831
米を除く農林産物	麦 (種子含)	147,312	2,254	347,691	3,936
	雑穀・豆類	51,729	4,598	77,953	1,905
	野 菜	118,875	2,597	117,126	2,409
	果 実	195,605	4,603	176,409	3,933
	花き・花木	3,258	72	2,305	47
	茶	222,437	4,225	206,180	3,700
	直 売	605,877	62,243	642,085	1,129
	菌茸類	52,643	1,124	57,006	60,080
小 計		1,397,739	81,720	1,626,759	77,142
畜産物	鶏 卵	35,485	—	33,702	—
	肉用牛	171,921	584	154,779	600
	肉 豚	56,490	454	76,045	570
	その他畜産物	—	—	—	—
小 計		263,897	1,038	264,526	1,170
合 計		2,906,886	138,775	2,967,959	113,145

●販売事業(買取販売)品目別取扱実績

該当ありません。

18. 自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	元年度		30年度	
		経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,361,319		8,773,541	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,984,895		1,719,360	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	7,419,727		7,089,537	
うち、外部流出予定額 (▲)	36,447		30,971	
うち、上記以外に該当するものの額	▲6,855		▲4,385	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,023		940	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,023		940	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,366,342		8,774,482	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	2,190	—	4,606	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	2,190	—	4,606	—
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—

項 目	元年度		30年度	
		経過措置による不 算入額		経過措置による不 算入額
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,190	—	4,606	—
自己資本				
自己資本の額（(イ)－(ロ)） (ハ)	9,364,151		8,769,875	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	77,220,577		75,140,789	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲1,659,717		▲1,659,611	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲1,659,717		▲1,659,611	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,052,731		6,204,039	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	83,273,309		81,344,829	
自己資本比率				
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	11.24%		10.78%	

(注1) 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(注2) 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

(注3) 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	30年度			元年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	819,121	—	—	827,147	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,079,815	—	—	4,556,080	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	1,001,853	500,926	20,037
我が国の地方公共団体向け	7,420,273	—	—	7,017,650	—	—
地方公共団体金融機構向け	300,034	30,003	1,200	300,034	30,003	1,200
我が国の政府関係機関向け	602,222	20,044	801	300,777	20,044	801
地方三公社向け	595,904	99,104	3,964	585,900	97,103	3,884
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	135,244,908	27,048,981	1,081,959	136,726,618	27,345,323	1,093,812
法人等向け	7,957,620	5,403,202	216,128	12,566,805	8,658,550	346,342
中小企業等向け及び個人向け	1,085,572	586,080	23,443	1,056,216	571,290	22,851
抵当権付住宅ローン	10,916,513	3,780,838	151,233	10,808,074	3,743,168	149,726
不動産取得等事業向け	191,294	189,052	7,562	86,040	84,848	3,393
三月以上延滞等	168,065	121,380	4,855	224,592	183,083	7,323
取立未済手形	54,622	10,924	436	28,751	5,750	230
信用保証協会等保証付	6,361,509	620,924	24,836	6,863,004	671,589	26,863
共済約款貸付	357	—	—	—	—	—
出資等	1,394,932	1,394,932	55,797	1,398,097	1,398,097	55,923
（うち出資等のエクスポージャー）	1,394,932	1,394,932	55,797	1,398,097	1,398,097	55,923
上記以外	17,780,301	35,096,065	1,403,842	16,687,978	31,701,450	1,268,058
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	4,919,415	12,298,539	491,941	3,415,978	8,539,946	341,597
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	6,166,885	15,417,212	616,688	6,166,885	15,417,212	616,688
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	532,012	1,330,030	53,201	485,439	1,213,599	48,543
（うち上記以外のエクスポージャー）	6,161,988	6,050,282	242,011	6,619,675	6,530,691	261,227
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,157,664	2,398,866	95,954	3,948,067	3,869,063	154,762
（うちリスクスルー方式）	3,157,664	2,398,866	95,954	3,948,067	3,869,063	154,762
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額を算入されなかったものの額（△）	—	▲1,659,611	▲66,384	—	▲1,659,717	▲66,388
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	198,130,732	75,140,789	3,005,631	204,983,692	77,220,577	3,088,823
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	198,130,732	75,140,789	3,005,631	204,983,692	77,220,577	3,088,823
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>		a	b=a×4%		a	b=a×4%
		6,204,039	248,161		6,052,731	242,109
所要自己資本総計		a	b=a×4%		a	b=a×4%
		81,344,829	3,253,793		83,273,309	3,330,932

- (注 1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- (注 2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- (注 3) 「3 月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
- (注 4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- (注 5) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- (注 6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- (注 7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- (注 8) 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び3月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

	30年度					元年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3月以上延滞エクスポージャー	
国内	194,973,067	29,074,348	22,674,027	—	168,065	201,035,624	29,348,985	23,229,409	—	224,592	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別残高計	194,973,067	29,074,348	22,067,027	—	168,065	201,035,624	29,348,985	23,229,409	—	224,592	
法人	農業	339,551	306,183	—	—	64,616	521,612	448,016	—	—	103,607
	林業	5,499	5,499	—	—	3,792	4,414	4,414	—	—	3,672
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	1,089,713	480,696	701,597	—	0	2,231,119	284,514	1,906,964	—	0
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,506,053	50,635	1,096,591	—	745	1,997,378	45,126	1,487,050	—	625
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,010,076	—	2,005,055	—	—	2,105,676	—	2,105,676	—	—
	運輸・通信業	2,306,751	—	2,205,982	—	0	2,336,199	—	2,204,915	—	0
	金融・保険業	148,952,347	7,039,999	7,124,634	—	—	152,692,642	7,037,538	5,920,707	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,030,043	—	902,386	—	0	809,581	50,988	701,949	—	0
	日本国政府・地方公共団体	11,500,089	2,862,310	8,637,778	—	—	11,573,730	2,671,584	8,902,145	—	—
	上記以外	521,625	148,275	—	—	—	694,838	263,399	—	—	29,338
個人	18,675,709	18,660,964	—	—	98,909	18,840,760	18,827,631	—	—	87,347	
その他	7,035,607	—	—	—	—	7,227,668	—	—	—	—	
業種別残高計	194,973,067	29,074,348	22,674,027	—	168,065	201,035,624	29,348,985	23,229,409	—	224,592	
残存期間別残高計	1年以下	129,062,606	1,641,618	900,800	—	—	135,583,327	1,562,261	501,302	—	—
	1年超3年以下	4,725,060	2,618,168	2,106,891	—	—	2,847,274	1,643,648	1,203,625	—	—
	3年超5年以下	1,673,189	970,646	702,543	—	—	2,912,030	1,910,024	1,002,006	—	—
	5年超7年以下	1,882,667	1,181,209	701,457	—	—	3,738,878	2,032,103	1,706,774	—	—
	7年超10年以下	7,238,197	3,477,796	3,760,400	—	—	6,204,443	3,454,627	2,749,816	—	—
	10年超	33,539,838	18,741,464	12,794,030	—	—	32,858,269	18,299,622	14,558,647	—	—
	期限の定めのないもの	16,851,508	443,445	1,707,902	—	—	16,891,400	446,696	1,507,236	—	—
残存期間別残高計	194,973,067	29,074,348	22,674,027	—	—	201,035,624	29,348,985	23,229,409	—	—	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

(注3) 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

(注4) 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(注5) 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	30年度					元年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	100,337	940	—	100,337	940	940	5,023	—	940	5,023
(うち信用事業)	97,187	895	—	97,187	895	895	4,675	—	895	4,675
(うち共済事業)	273	—	—	273	—	—	—	—	—	—
(うち購買事業)	2,708	40	—	2,708	40	40	335	—	40	335
(うち販売事業)	49	4	—	49	4	4	11	—	4	11
個別貸倒引当金	61,478	52,915	3,208	58,269	52,915	52,915	64,343	—	52,915	64,343
(うち信用事業)	42,184	36,473	2,509	39,675	36,473	36,473	29,473	—	36,473	29,473
(うち購買事業)	19,282	16,442	698	18,583	16,442	16,442	34,847	—	16,442	34,847
(うち販売事業)	11	0	—	11	0	0	22	—	0	22

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	30年度						元年度						
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
目的使用			その他	目的使用		その他							
国内	61,478	52,915	3,208	58,269	52,915	—	52,915	64,343	—	52,915	64,343	—	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別計	61,478	52,915	3,208	58,269	52,915	—	52,915	64,343	—	52,915	64,343	—	
法人	農業	7,730	7,912	—	7,730	7,912	—	7,912	17,253	—	7,912	17,253	—
	林業	3,297	3,293	—	3,297	3,293	—	3,293	3,173	—	3,293	3,173	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	654	0	—	654	0	—	0	0	—	0	0	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	865	745	—	865	745	—	745	625	—	745	625	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	9,828	—	—	9,828	—
個人	48,930	40,963	3,208	45,721	40,963	186	40,963	33,461	—	40,963	33,461	—	
業種別計	61,478	52,915	3,208	58,269	52,915	186	52,915	64,343	—	52,915	64,343	—	

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		30年度			元年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	13,521,843	13,521,843	—	13,263,193	13,263,193
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	6,719,418	6,719,418	—	7,225,252	7,225,252
	リスク・ウエイト 20%	300,498	135,795,054	136,095,553	300,503	137,240,886	137,541,389
	リスク・ウエイト 35%	—	10,799,624	10,799,624	—	10,692,229	10,692,229
	リスク・ウエイト 50%	4,622,619	46,984	4,669,604	7,330,184	1,035,950	8,366,135
	リスク・ウエイト 75%	—	781,907	781,907	—	764,059	764,059
	リスク・ウエイト 100%	3,015,175	8,791,052	11,806,228	4,922,714	9,191,245	14,113,959
	リスク・ウエイト 150%	—	66,983	66,983	—	107,580	107,580
	リスク・ウエイト 200%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 250%	—	10,511,904	10,511,904	—	8,961,825	8,961,825
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
計	7,938,294	187,034,773	194,973,067	12,553,402	188,482,222	201,035,624	

(注1) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2) 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

(注3) 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。

(注4) 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	30 年度			元年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジッ トデリバ ティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジッ トデリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	401,780	—	—	100,332	—
地方三公社向け	—	100,381	—	—	100,384	—
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	901	—	—	901	—	—
中小企業等向け及び個人向け	70,775	—	—	61,185	—	—
抵当権付住宅ローン	—	30,324	—	—	28,689	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
3 月以上延滞等	11,363	—	—	12,320	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	99,439	—	—	86,136	—	—
合 計	182,480	532,486	—	160,543	229,406	—

(注 1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい
い、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

(注 2) 「3 月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している
債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等
向け」等においてリスク・ウエイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

(注 3) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二
以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引
にかかるエクスポージャーのことです。

(注 4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央
政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固
定資産等）が含まれます。

(注 5) 「クレジットデリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回
避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）
との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクション
の買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当組合では、債権を中心とした有価証券運用のリスク分散のため、余裕金運用規程に定める証券投資信託への運用(受益証券の取得)を実施しています。当該商品の運用対象として「派生商品取引」が内包されていますが、その運用状況について余裕金運用規程に基づき定期的に内容を検証し、ALM委員会等に報告を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当組合では、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(2) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	30年度	元年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(注) 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の1つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいい、「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。

30年度

(単位：千円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—				—
合計	—	—	—	—	—	—

元年度

(単位：千円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自組合貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（▲）		—				—
合 計	—	—	—	—	—	—

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

① その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及びポートフォリオの状況や ALM 等を考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された取引方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

② 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	30 年度		元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	799,406	799,406	673,834	673,834
非上場	6,540,244	6,540,244	6,540,234	6,540,234
合 計	7,339,650	7,339,650	7,214,068	7,214,068

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

30 年度			元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
63,460	49,169	—	54,329	67,875	—

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

30 年度		元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
123,752	59,230	117,224	59,239

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	30年度	元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	3,157,664	3,948,067
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

●金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当 JA では、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.247年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

(2) 金利ショックに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,584	3,431		
2	下方パラレルシフト	—	—		
3	スティープ化	3,867	3,816		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	29	—		
7	最大値	3,867	3,816		
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,364			

19. 役員等の報酬体系

●役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は経営管理委員会会長、常勤役員については毎月所定日にその他の役員については年2回(9月、3月)指定口座への振り込みの方法による支給であり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	51,010	6,997

(注1) 対象役員は、経営管理委員24名、理事4名、監事7名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、職員兼務理事の職員給与等を含めていません。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額及び報酬総額の最高限度額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準については、役員報酬審議会(行政、三重県農業協同組合中央会、JAバンク、顧問弁護士で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和元年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

●その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。



自然なところを大切に 夢をひろげる
JA松阪